

関係の成立は、すなわち檀家制度の成立と考えてよいかと思う。

(2) 真宗と道場

道場から 真宗寺院の多くは、寺号を持たない「道場」から出発した。道場は、普通の民家を少々改造し、寺院へ 仏間を設しつらえた簡単なものであった。たとえば、出石郡但東町東里の道場では、

此度為二報恩謝徳一私シ家屋敷差上候間、道場ト被二成下一、先祖已来之菩提御吊ト被二成下一候様奉二願上一候。後々私シ子孫道場之御給仕不レ仕候様相成候共、右家屋敷ニ付、親類は不ニ申及一村内一統、違乱之義申者吾人茂不レ可レ有レ之候。依而為二後証一札如レ件。

延宝元年丑二月

東里村

教円

出石

福成寺様

(『証文之事』出
石町・福成寺蔵)

とあるように、教円が自分の家屋敷を道場として寄進し、みずからは道場主となった。しかし、後々子孫が道場主ができなくなっても、この家屋敷については何の異議も挟さしはまないとしている。そして、この教円の子忠右衛門も、宝永二年(一七〇五)十一月同様な『証文之事』(出石町蔵)を福成寺へ提出している。また、『本願寺史料集成・但馬国諸記』(木村壽編)に「養父郡次田庄三宅村之内、惣道場正蓮寺、毛坊孫四郎、智了、天保九年三月十六日」と出てくる。

このようにして、ここには半僧半俗の「毛坊主」といわれる道場主があり、村の中で百姓生活と宗教人としての役割を矛盾なく使いこなしていた。こうした道場は、この道場主の俗名をつけたものが多かった。

そうした内に、江戸時代初期から中期にかけ、これらの道場が次第に寺院化し、道場主の職業化する傾向に向かつていく。寺号公称には、本山から木仏安置と祖師・太子・七高僧などの御影安置の許可をえ、六物（仏室・厨子・出仏壇・金帳付・喚鐘・撞鐘）を具備し、同行百余人の付属と、本山への御礼金上納を義務とした。しかし、公認されずに私的に寺号を呼称していたものも多く、出石藩も天保十五年（一八四四）八月晦日に、「新寺不許可に付き、道場に寺号立てる事相成らず」（「分類出石藩御用」）と布令を出している。

福成寺と 現在兵庫県には、三三七一カ寺の仏教系寺院が存在するが、その三割強は浄土真宗に属して、

中村道場

大きな勢力をたもっている。これからみていく中村の真宗道場も、但馬真宗の発生から発展過

程を知る上で、非常に興味ある問題をいくつか投げかけてくれる。

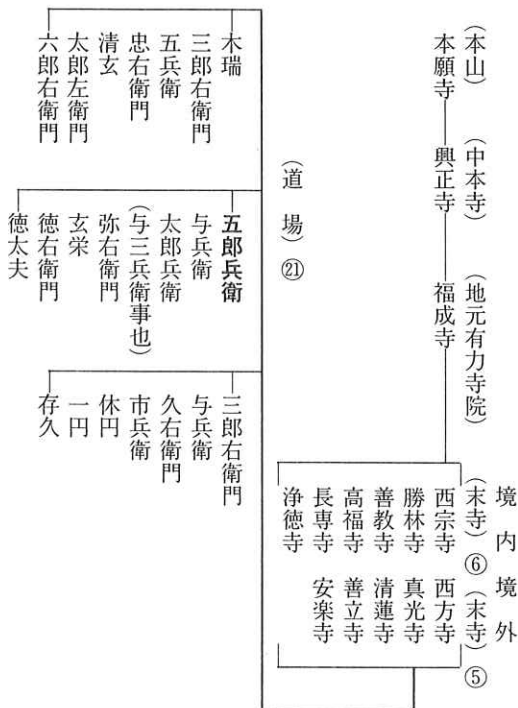
そこで中村の道場は、但馬の真宗の原点ともいえるべき、出石の福成寺（本願寺派）、豊岡の光妙寺（本願寺派、現・光行寺）、そして生野の金蔵寺（本願寺派）の三カ寺中の福成寺末道場であった。天正十五年（一五八七）四月『（出石町・福成寺蔵、楠真）注置条々事』（（証・祇山福成寺の歩み））にも、

一、興正寺様天正十五四月六日、至銀山一被_レ成_二御下向、同九日迄被_レ遊_二御滞留、翌十日_二福成寺迄被_レ移_二御座_一候、同十二日ノ日中光妙寺工被_レ為_二御下向。

一、御影様守護ノ事、右ハ五人替ニ坊主衆御番被_レ申儀候キ。御下向ノ刻、此坊主衆むかひの衆被_二呼出_一、御開山様御守ノ事、当福成寺宮内卿善正為_二一人一被_レ致_二守護_一ノ旨、堅依_レ被_二仰出_一。

第一節 寺院

表45 『帳簿控』
(元禄7年、出石藩へ書上げ、出石町・福成寺藏)



とみられる。この三カ寺は、いずれも真言宗から改宗したと称し、興正寺末として開創した。のち、地方の有力寺院として多くの末寺・道場を抱え、発展していくのである。これについては、『兵庫県史』(第三巻)も、但馬真宗の起源と発展を考える上で、もつとも注目すべきことを強調している。

福成寺は、第一章第一節「近世のあけぼの」でふれたように、羽柴秀吉の弟秀長が出石城を攻撃した時の陣所となった寺院である。今にその時の「制札」・「天目台」が残されているという。

さてこの寺院は、本山である本願寺、中本寺の興正寺を上を持ち、下には元禄七年(一六九四)の書上げの『帳簿控』(出石町・福成寺藏、楠真表45)にもあるように、境内外に一一の末寺と、二一の末道場を有していた。また、このほかにはここには載せないが、丹波・丹後・因幡に二七カ寺の末寺があるとして、地元有力寺院の一つであった。

このように、当時の強固で複雑な本末関係がうかがわれるが、それゆえ横や縦の間に、いろいろな紛争が起こっ

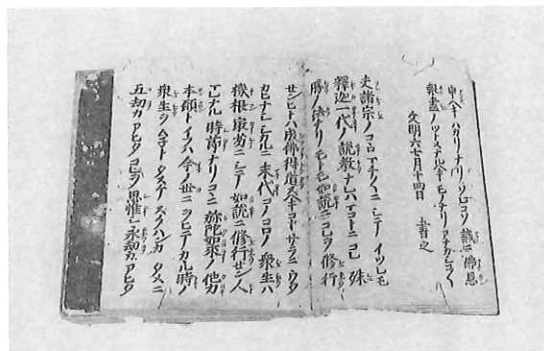
たことも当然であろう。

この中村は、福成寺が出石に移る以前の豊岡時代（城崎郡奈佐莊鳥羽村、現・豊岡市福成寺）からの古い門徒で、福成寺が改宗した時村民は經典を山に埋め、その跡を「塚塚」と呼んだ伝承がある。前掲の『帳簿控』（表45）には、「椒中村、五郎兵衛」（現・新免寅之助家）

と出てきて、嘉永五年（一八五二）十一月の『乍恐以書付御訴訟奉申上候』（椒・富孫）にも、「右寺屋敷^与申^与二者、中奥建物は道場^与唱、右建物世話人分家五郎兵衛預り之処」と、道場世話人である五郎兵衛が預っている^と記している。現在でも、新免家を「道場」と通称して、戦前まで檀那寺に代わり、子供の葬式など代行役を勤めていたという（写151）。しかし、これも勝手にできるのではなく、本寺の福成寺に連絡をし、入ってきた布施などは上納しなければならなかった。その上で、

本寺の過去帳に記入されることとなる。これについては、文政七年（一八二四）福成寺の第十八代住職徳岸の時成文化された。『道場衆中先観之事』（惣道場衆中、^{出石町・福成寺蔵}）に、「一、御七昼夜御仏事出勤之儀ハ、末寺衆中之通不^レ闕ニ参詣被^レ致候事。一、門徒死去之節ハ本坊指図を以、葬式可^ニ相勤^一候事。尤上納方之儀、棺懸ケ布・親類香料、不^レ残御本坊エ被^レ指上^一候事」とあり、強い支配関係が判明しよう。

さて、この新免家が代々守ってきた中村の道場を少しく紹介しておこう。



写151 元中村道場主、新免家に伝わる『御文章』
（椒・新免寅之助蔵）

図43 中村道場
(明和6年春焼失後再建)



『はじかみ郷土誌稿』(児島義一)

道場、本尊阿弥陀、但シ長サ四間半ニ三間、宝永三戌年差出書ニハ、道場立物無ニ御座一候。屋敷斗ニテ御座候、此ノ間三物御座候。

私共所持之屋敷、正徳年中頃、村惣願主ニテ道場与申唱へ一字建立致。

(「左衛門から久美浜御役所へ」安政三年二月、太郎)

(「享保二十年書上」
「候」
「富森一雄蔵」)

とあるように、この「御堂」は、正徳年中(一七一〇〜一五)ごろに建立され、四間半に三間の広さであった。阿弥陀の本尊もまつられ、村方惣持ちであった。

しかしこの道場は、明和六年(一七六九)春全焼し、のち、再建された。それは図43にもみられるように、藁葺の、二四畳敷程度で、回り縁があり、阿弥陀仏がまつられ、名号や経本も蔵していた(「児島義一」はじ)。ところが、残念なことに再び明治二十五年(一八九二)三月に焼失し今日

に至っている。

福成寺と 但馬の道場
このように、中村の道場が数度の火災で残っていないので、参考のため他地域であるが、同じ福成寺末の現

存の道場を紹介しておこう。

出石郡但東町東中(ひがしなか)には、現在下道場と上道場が残されていて、「ありがたやさん」と呼ばれている。特に下道場(木村三郎右衛門家)は、説教の間、一段高く造られた仏間、その左隣りに客僧部屋(写152)が

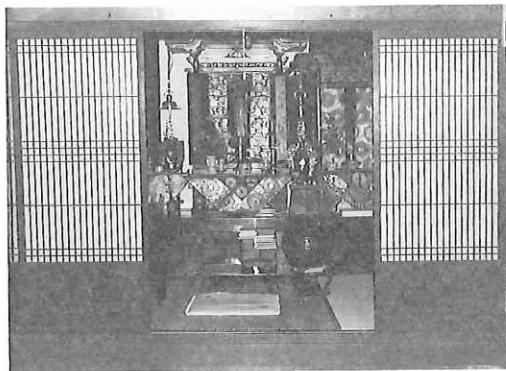
ある。先代までは、村の道場としての宗教活動も行なわれていたが、現在はなくなっている。

また、同じ但東町東里とうりにも、「道場さん」と呼ばれる公会堂があり(写153)、絵像を安置した仏壇や、客僧の間、囲炉裏、小鐘などがある。現在も昔ほどではないが、いろいろな地区の集会をかねて宗教活動も維持されている。

いっぽう、豊岡市目坂にも、現在は会館になっているが、「御堂みどうさん」と呼ばれている道場がある。以前の三〇畳ほどの御堂は、明治八年(一八七五)焼失したが(写154)、現在は本尊や蓮如の自筆と伝える。「六字名号」などがまつられている。そして、公民館としての役割とともに、御講番なども決めて、宗教活動も厳粛に行なわれている。

有力農民と
教線拡大
 この中村の道場役の新免家は、椒中村の天正期(一五七三〜九二)からの草分けであり、庄屋役を勤めてきた富森一雄家(政所と通称している)と並び、同じ草分けの一軒で、庄屋役も勤めた有力農民であった。これは、前掲の天正十五年(一五八七)の『注置条々事』にもあるように、福成寺が次第に頭角を現わし、その勢力範囲を拡大するにもなって、こうした有力農民が預かり、世話をする村の惣持ち道場を中心として、真宗の教線を伸ばしていったのである。

なお、これと関連して大変参考になる史料があるので、すこし長くなるが紹介しておこう。目坂の道場のこ

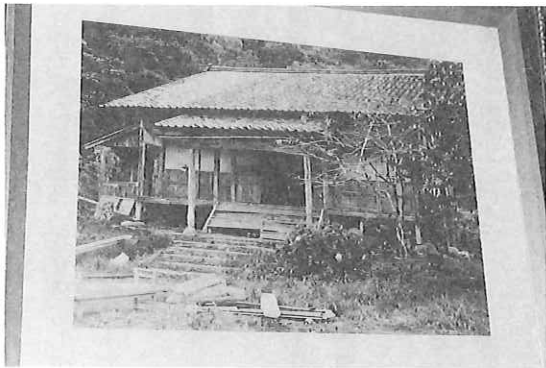


写152 東中下道場仏間
 (但東町・木村三郎右衛門家)

別家ニ建おき候事にて、手前ニも別家ニ建て村の者折々参詣申すように致おき候。近年までは御亭と申候えども、只今にては御堂と申し習ひ候。外村のは村中参詣申す所ハ道場と申して、村中よりなにかと相調え候て置き候。尤、屋敷も道場屋敷と申す有レ之候ことに候。手前には外々と違い第一、屋敷も庄屋屋敷の内に建ておき、又、御堂普請、畳の表替えなど迄自分より致し来り候。屋根替え致し候時分は村中より、かや刈おき縄など持ち寄り候て合力致し来り候。これは朝暮各々の参詣致し申す所の義ゆえ、冥加にて御



写153 東里道場 (但東町)



写154 旧目坂道場
(明治8年焼失、豊岡市・目坂道場蔵)

とである。

御堂の儀、本家代々出石福成寺門徒にて浄土真宗也。先年ハ村中ニ仏壇と申す事も無レ之、本家ばかりに有レ之候ゆえ、村の者正月盆彼岸節句又ハ両度のご命日などに御礼申すことやかましく、その上、古来ハ仏壇の義、人家に一所ニ置候こと恐有レ之とて仏間と申すも

座候ゆえ、なにかと持ち寄り候事に候。

(「岡元宗二者断伝来記」寛延二
年、補真証「祇山福成寺の歩み」)

これを見ると、最初は私有のものから、次第に別家として、庄屋を中心に村惣持ち道場を持つようになり、名称も一般の屋敷の「亭」から、宗教的「御堂」へと変化しているのが注目される。ともあれ、庄屋であった岡元太郎左衛門家が、自費で「御堂」を建立して、代々道場主となっていた。そして、平生朝暮となく村人が参詣し、御堂の屋根のふき替えの時は、村中が総がかりで行なったという。ここでも当然、村の惣持ち道場の意味合いが強かったことがわかる。この岡元家の子孫は、現在離町しているが、昭和の初期ごろまで中村の道場の場合と同様、略式の衣を着け、十八歳以上の葬式は福成寺からきたが、小さい子供たちの葬式は許されたり行なっていたという。

中村の 中村の人々は、秋の収穫も終わったころ、門徒にとって一年に一度の大切な行事である報恩講
真宗門徒 が、出石福成寺の住職を迎えて行なわれた。

富森一雄家蔵の『蓮如上人三百五十遠忌経会帳』（弘化四年三月一日、椒中村、門徒中）によると、弘化四年（一八四七）三月一日から三日にかけて、「蓮如上人三百五十回御遠忌」を盛大にとり行ない、真宗門徒の結束を確かめている。この『経会帳』によると、

此盲者、未来を助るため衆生を弥陀の法門に進め、他力を以て吾御遠忌供養追福仕度旨申二任せ、此盲叟
を巡村為レ致候間、何卒乞ニ御苦勞一多少ニ限らず御心任に、吾御助力寄附被ニ成下ニ候段、偏奉ニ願上ニ候、
尤御寄附被ニ成下ニ候御方々江ハ、光明遍照十方世界念仏衆生撰取不捨安樂往生回向可レ致もの也。

弘化三丙午七月

椒中村

道場本

庄屋 五市郎

世話人盲叟 佐吉

と、盲叟(老いた目の不自由な人)の人に寄付集めを依頼しているのが注目される。そして、いろいろ合わせて総入銀が一貫六七匁七分一厘となり、種々の修復代・勸化世話人の心付・名号の洗濯代・寺方布施・買い物などに、一貫一七三匁二分六厘の出銀となっている。そして、元締め・焼香・位牌場・板本・椀方・台所用聞・寺方草履取り・賽銭方・寄進所・書役・祭方・飯方・酒方・宿坊案内などの役割を決め、「三日七ツ前ニ御分散無レ滞濟」と、無事終えていく。

ちなみに、この『経会帳』を保存している富森家には、『浄土真宗分流記』(宝永八年)、『妙好人伝』(天保十四年)、『本願寺由緒記』(正徳五年)の版本本、『高祖聖人』、『本願寺拾一世顕如上人』、『信長記』、『一向宗御本山御掟細弁』の写本が蔵され、熱心な真宗信者の一面がうかがわれる。

ともあれ、農民を基盤とした「道場」と「毛坊主」という真宗の布教活動は、但馬の山奥の一村にもおよんだが、その信仰の力は、他の便利な地域以上のものがあつたことであろう。

(3) 陰陽道の流れ

陰陽道の「オンヨウドウ」あるいは「オンシヨウドウ」といっても、耳慣れないかもしれない。あるいは存在は、「ああ、ツチミカドの関係の…」という程度には知っている人もあるかもしれない。いず

れにしても、竹野町の近世における陰陽道の存在については、多少は知る人もいるものの、その具体的な形態や歴史について、これまでまったく明らかにされてこなかったといえる。ここでは、芦谷地区の安谷清家文書を中心として、陰陽道がどのように竹野町に存在し、それがいかに但馬・丹後一带に大きな位置を占めていたかをみていくこととする。

まずはじめに、安谷清家文書の宝永五年（一七〇八）正月七日附「年頭御札についての願出」をみよう。

恐れながら願上げ奉り候御事

美含郡芦谷村庄屋小次郎と申す者にて御座候

一、恐れながら此の度申上げ候一卷は、私義は陰陽師神道家にて御座候、然れども私義は芦谷村御百姓御代々相勤め来たり申し候。：

ここには、陰陽道を行なうものとしての陰陽師は同時に神道家であつて、芦谷村でその職にあたつていた庄屋小次郎家（現・安谷清家）は、代々百姓を営むものでもあつたことが記されている。（原文は漢文。以下、引用文書について同様。）

土御門家と 近世陰陽道は、古代貴族の系譜を引きながら、中世を越えてなお公家社会に陰陽家として存続
近世陰陽道 することができた土御門家によって担われていた。土御門家とは、平安前期に占いの名人安倍

晴明^{せいめい}を出した安倍家が、室町期に至つて呼称を変えたものである。土御門家は、近世にも朝廷・幕府の公私にわたる陰陽道的祈禱と占いに関わっていたが、天和三年（一六八三）からは、同家につながる民間の陰陽師らを中核とする、諸国散在の民間陰陽師の組織化が許されるようになった。

すなわち、同年五月十七日に、ときの靈元天皇から土御門家の当主土御門泰福やすとみに対し、「陰陽道支配の事」を許して「諸国に下知」するとの諭旨を賜り（宮内庁書陵部蔵、「土御門文書」）、これの絶対的補強を図る意味で、同年九月二十五日に五代將軍徳川綱吉から、

諸国陰陽師支配勅許され畢わんぬ、家伝の祈禱いよいよ懈怠無く精誠を抽きんづ可きの状、件の如し。
との朱印状を得て（『同』）、陰陽道統括者としての諸国陰陽師支配の地位、および陰陽師免許下附の権限が安堵されたのであった。

これによって、近世土御門陰陽道による諸国散在の民間陰陽師への組織化の動きが始まるのであるが、そのもっとも早い例では、朱印状から一カ月余の同年十一月三日に、河内国の滝井某に対し「呼び名越中と謂う可き事」などを許している（額田歴代祖史料「陰陽道と額田歴代祖」）。但馬では、芦谷地区に居住していた先掲の庄屋小次郎が、最初の土御門家配下への参入であった。安谷清家文書の宝永五年（一七〇八）二月五日附「許し状」をみると、

許し状

一、呼び名掃部と謂う可き事

一、烏帽子を着す可き事

一、木綿手織を掛く可き事

右許し状、件の如し。

土御門家雜掌

松井主水

小泉玄蕃

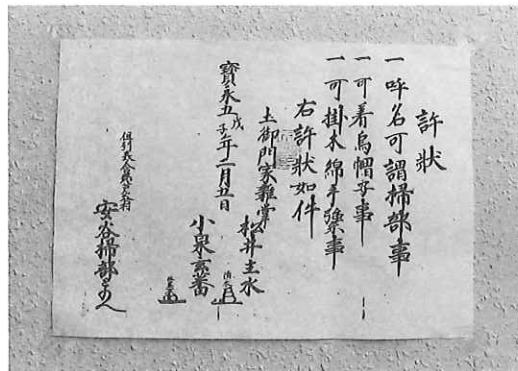
宝永五戊子年二月五日

但州美含郡芦谷村

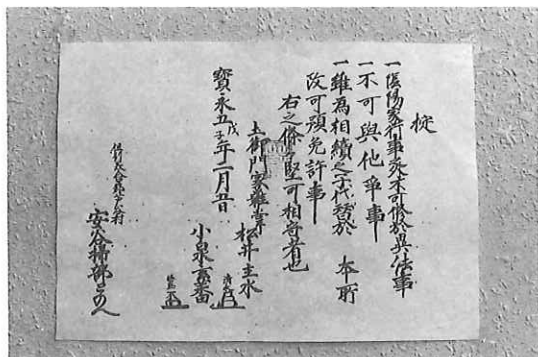
安谷掃部とのへ

とあり、この文書の形式でわかるように、土御門家から配下と認めて下附される「許し状」は、神道裁許状の形式をとっていた。つまり、神主の免許状である。それは、近世の土御門陰陽道が、陰陽道といながら、実は儒家神道の一流としての天社神道と称する神道の一派を形成することを通じて、組織の地方拡大を行なったことよっている。天社神道は、また土御門神道とも安家神道（安倍家によるの意）ともいわれるが、創始者ということになる土御門泰福は、当時流行の垂加神道をひらいた山崎闇齋に入門した門人の一人であった。陰陽道は漢学的・宗教的素養を必要とするものであることを巧みに利用して、公家の一員でありながら、単なる有職故実家に甘んずることを拒もうとした土御門家は、儒家神道の一派となることよって活路をひらこうとしたと理解できよう。このようなことから、陰陽師免許とは、すなわち天社神道の神官と認めることを意味したことが知られる。こうした事情で、芦谷村小次郎に神道裁許状の形式による（神官としての官名呼び名（掃部）以下が許されたわけである。

天和三年（一六八三）以前、土御門家が陰陽道を神道一派として確立する前は、地方村落には諸神道が勢



写155 宝永5年『許状』（芦谷・安谷清蔵）



写156 宝永5年『陰陽師掟書』(芦谷・安谷清蔵)

いは配下からの願書その他を上達する役目を負っていた。

土御門家は、先の滝井某に「滝井越中」の呼び名を与えて河内国の触頭としたのを最初として、同年に摂津国・尾張国・江戸に触頭を置いている(高埒利彦「近世陰陽」の「道の編成と組織」)。また、触頭を任じたわけではないが、次の貞亨年間(一六八四〜一八八)には、備中・若狭・南都などの陰陽師たちに許し状を下附している(本場明志「近世土御門家」の「陰陽師支配と配下陰陽師」)。そののち、どれだけ土御門家による地方陰陽師の組織化が進んだかについては、完全には解明されていないが、恐

力を伸ばしつつあり、なかにも吉田神道家による村落神主層の吉田家門人化が進む状態となっていた。このため、後発組織である天社神道の組織拡張はなかなか難しかったといえる。同年から宝永五年の安谷掃部に至るまで二五年の間、但馬地方への組織進展がみられないのは、一つにはそのような理由もあつたであろう。吉田神道家の史料である『御広間日記』(天理図書館蔵「蔵吉田文庫」)では、元禄年間(一六八八〜一七〇三)まで地方陰陽師の吉田家入門の記事の例が散見するという(南都陰陽師「吉川家文書目録」吉田栄治郎解説)。

但馬国陰陽道 天和三年から諸国民間陰陽師の組織化に乗り出し
触頭・安谷掃部 た土御門家は、地方ごとに触頭(ふれがしら)を置くことによつ

てその編成を進めようとした。触頭制は、幕府によつて公認された近世の宗教行政上の制度で、触頭は幕府の命令を配下に伝えたり、ある

らくはあまり進まなかつたものと思われる。それには、吉田神道家との関係による前に述べたような理由が考えられるが、つまりは土御門家の組織拡張への力量不足によるものであり、また、靈元天皇綸旨・將軍綱吉朱印状のこの時点での効力不足によるものであった。

このような状況下で、芦谷村庄屋小次郎は許し状を宝永五年（一七〇八）に得て（写155）、土御門家配下陰陽師となった。しかし、この庄屋が土御門家配下陰陽師となったのは、現存許し状の最古の年次である宝永五年からということではなく、同じく安谷清家文書の延享三年（一七四六）三月二十四日附「御灯料上納についての下知」に、

但馬国中村々の陰陽師並びに筋目中、元禄九年より三十年来（下略）。

とみえ、すでに元禄九年（一六九六）には、同家を含む但馬国内の幾軒かが土御門家配下となっていたと知られる。したがって、土御門家配下陰陽師としては古参の者ということができ、そうした者に与えられた「歴代」という呼称（村山修一「日本陰陽道史話」）が同家文書中にも散見する。

「御灯料上納についての下知」においてもそうであるが、陰陽師安谷掃部は常に但馬国内陰陽師の筆頭格として活動し、呼び名も土御門家の許可をその代々に得ながら世襲を続け、その結果、天明四年（一七八四）十一月二十三日附で土御門家から「但馬國中陰陽道触頭役」を許され、あわせて「帯刀」も許されたのであった。

陰陽師の 陰陽道というのは、もともとは中国の陰陽五行説（いんようごぎょう）（自然界の万物はすべて陰・陽の二気によって生ずるとし、木・火は陽、金・水は陰、土は中間で、この五行の変化によって自然の災異・

人間の吉凶を説明しようとする思想）、およびそれに基づく讖緯説（しんゐ）（未来に来るべき兆し・吉凶について予言

しようとする思想) に基づいて形作られた技術・知識であり、朝鮮半島を経て六世紀ころ日本に伝わっている。七世紀後半、壬申の乱(六七二年)ののちに、天武天皇によって初めて陰陽寮という外来技術・知識の国家的利用のための役所が設けられ、以後、陰陽寮は律令制では中務省(なかつむせ)に属して、天文(天体観測による災異予兆)・曆数(観測と計算によるカレンダー製作)・卜筮(ほくせい)(施策や儀礼の遂行に支障のないよう卜する)・相地(諸種の建築設備などのために地相を占う)などを司る重要な官となっていた。これらの日本には無かった新来の技術・知識に支えられて、古代国家はそれまでにない広範囲にわたる支配を、押し進めていくことができたと考えられる。しかし、これらの技術・知識の利用は、またいつぼうではその内容の性質上から、やがては吉凶判断・予兆や凶相の祓除という、呪術的方面へと傾斜する可能性を当初から秘めるものでもあった。すなわち、国家的方面に限らず個人の生活・儀礼までが、陰陽道の呪術的側面に頼られる状況となっていたのである。このような宮廷陰陽道の動向とともに、民間にも呪力をそなえた陰陽師が出現し、陰陽道の一般社会や地方への浸透もそれによって確実に進んでいった。こうして、本来は陰陽寮の相地担当職員の一部を指す呼称であった「陰陽師」が、陰陽道による呪術を行なう者という意味の一般名称となっていた。

近世土御門陰陽道は、宮廷陰陽師である土御門家による地方散在陰陽師の神道的組織化であることは先述したが、その組織化のための職分基準は何であつたらうか。それは、『陰陽道家職一件』(東京大学史科編纂所蔵)によると、

天和の節、当家(土御門家)より陰陽道相改め候趣は、有髪・束髪にて占考・祈禱・日取り・方角など考え致し候輩は、ことごとく当家の支配たる可く候。

とあつて、僧とは違つて髪の毛をはやし、あるいは髪を束ねて冠をつけた姿で、占い全般や祈禱に携わつてい

る者、を対象としていたと思われる。イメージとしては、古い・祈禱を職とする神職というところであろう。

しかしながら、これはあくまでも基準であつて、土御門家としては組織を拡大して勢力を強めたいとの意向があり、既存の吉田神道配下神職や僧との抵触を回避しながら、そしてそれらとの職分の違いを主張しながら、新規に組織を拡げていかなばならない困難を負っていた。その困難を踏まえ、その打開を託されたのが各地に置かれた触頭であり、触頭は地域的拠点であつた。

しかしながら、やはりおもつたようには組織化の進まないことを嘆いた土御門家は、天社神道に属す者および属すべき者の職分としての独自性を、陰陽道の持つ特徴的内容である「占考」(占うこと)に置くこととし、幕府にこれを承認させて勢力伸張のテコとしようと考えていくようになっていく(本場明志「占考」をめぐる近世の問題)。

安谷清家の系譜　ここで、陰陽道の家としての安谷清家について、しばらくその系譜をたどってみよう。

系譜

同家文書の「安谷家先祖伝来系図巻」などによれば、同家の初代は、初めて但馬国の守護職と

なつた山名時義の弟にあたる山名義治といい、その子の二代義親を経て義治の孫にあたる三代山名小次郎貞政のとき、至徳三年(一三八六)に芦谷に住居を構えるに至つたという。系図どおり山名氏に連なる武士であつたとすると、その定住した年代について、足利義満が室町幕府三代將軍であつた時期(一三六八―一三九四)にあたることは大変興味深い。義満という人物は、南北朝合一を果たすとともに、それまでは朝廷が握つていた国家的祈禱を行なう権限を武家の主導下に移した人であり、陰陽道の祈禱を重く用いたことで特筆される人物なのである。土御門家を「外典の祈禱」(仏教以外の方法による祈禱)を行なう家柄として厚く待遇し、高級貴族にあたる二位の位階に引き上げたのは義満であつた。この以後、それまでと比較にならないほど陰陽道

の地位は上昇した。近世において土御門家が陰陽道統括者として江戸幕府に認められたのは、この將軍義満との関係が前例となったからにほかならなかつた（木場明志「近世土御門家の陰陽師支配と配下陰陽師」）。このように室町幕府が陰陽道を重要視して扱ったことは、幕府を支える四職家の一つであつた山名氏にも当然反映していたはずであり、山名氏が陰陽道を深く信じ、一族の中に土御門家と関係を結ぶものを出したとしてもおかしくはない。安谷家二代の義親について、「ゆえありて安倍家（土御門家）の烏帽子子となる。のち同家より（綾姫を）娶る。」と系図にかかれているのは、そのような事情の反映と考えられる。

さて、「安谷家系図 記録（写し）」によると、土御門家との縁で相学や易学は早くから伝えていたようであるが、京都へ上がつて伝習して天文十八年（一五四九）に陰陽職となつたという七代の小治郎貞重（治郎太夫ともいう）がおり、また天正十四年（一五八六）に土御門家配下となつたという八代の九郎左衛門吉成がいる。また旧姓を安倍森と称していたが、正保二年（一六四五）の系図取調べで、本来安倍姓である土御門家に懾りがあるとして安谷姓に改めたと記している。いずれにしても、中世にさかのぼることができる旧家と考えられ、土御門家によって地方陰陽師の近世的編成がはじめられる天和三年（一六八三）よりも前から、同家は陰陽道に関与していたとしてよいと思われる。

本来は武家筋であり、芦谷地区に定着定住して開発土豪化し、近世初頭の兵農分離で百姓身分を選んだことから村庄屋となつたというようにみられよう。代々百姓を勤めてきたということはこういうことであろう。こうしてみると、安谷家は実際に陰陽道を行なう宗教家として存在したのではなく、地方有力者階層として土御門家と繋がる場所があつて、そのために陰陽道触頭職に任じられたということの可能性が高い。

土御門家配下官金
 収納と京都上納

安谷清家文書の天明四年（一七八四）八月附「土御門家回状」をみてみよう。

一、御貢納差し出し候事、古格は正月晦日限りにこれ有り候ところ、近年甚だ乱雑に相成り、遅滞に及び、或は所々歳末まで不納の輩もこれ有り候。御貢納取り立てられ候儀は、御私の御儀にてはこれ無く、公武御用の為御取り立ての儀にて、軽からざる御子細これ有り候あいだ、自今は古格の通り必ず上納これ有る可く候。尤も、是迄未進不納これ有る輩は、此の度急度申し付け候て、勿論早々取り立て差し出す可く候。若し組下承知せず差し出さざる族もこれ有り候はば、名前書き付け早々申し登さる可く候。急度^{きうと}仰せ付けられ方これ有り候事。

これは、土御門家配下となることにもなつて課され、毎年一月末日を納期とする貢納金の収納が、順調には遂行されていなかったことを示している。配下からの貢納金は、土御門家にとつてはもつとも重要な収入源であり、一面ではこれの確保のためにこそ組織化を進めていったともいい得る。であるから、配下貢納金の滞納は、陰陽道統括者としての權威の保持の上からも、経済的事情の上からも、決して容認できないことではなかつた。ここにみえるように、貢納金賦課の正当性は、私のためでなく、「公武御用の為」、つまり、朝廷と幕府への陰陽道による奉仕を続けるための経費であると、土御門家は權威づけたのであつた。

しかし、未進・不納に悩まされた様子で、その収納は地方の触頭に委託、あるいは請負わせられることになつた。このため、ここでは触頭の下にいる陰陽師のうちの滞納者への督促と早期取立て、および不承知者の名前の土御門家への通知が、触頭に課されたのである。

同文書はまた、それに続けて、

一、近年、免許これ無く、呼び名相名乗り、或は装束等着用の輩も所に寄りこれ有る由相聞こえ候。触下
 急度吟味これ有る可く候。若し自分右体の儀これある旨相聞こえ候はば、相糺し候上、本人は勿論触頭
 とも、曲事為る可く候事。

とも記す。ここには、土御門家許し状を受けずに陰陽師活動をする者が存在すること。触頭がその件でよく調
 査すべきこと。そして、触頭の管轄地域内に、そうした土御門家に公認されていない陰陽師の存在することが
 ほかからの情報で知られた場合には、取り調べた上で、その者だけでなく落度のあつた触頭をも罪に問うこと
 が記されている。

元来、土御門家傘下となる宗教者には二つのタイプが考えられる。ひとつは、陰陽師の系譜にあつて陰陽道
 を行なつてきていた者であり、いまひとつはより広い意味の祈禱師（但馬・丹後では「拝みやさん」といわれ
 てきた）であつた者である。前のタイプは必然的に早い年代から土御門家の組織下に入ることになるが、後
 のタイプは自分の活動ができればそれでよいのであつて、中央組織の末端となることは、それによる何らかの
 メリットがあるか、そうしないと活動しにくい状況となるか、ということに左右されていたと考えられる。土
 御門家は、前のタイプをまず組織して、そのなかから触頭を任じ、その触頭を通じて後のタイプへ働きかけ、
 組織のより拡大することを目指したといえる。

こうした方法による陰陽道組織拡大が効果をあげるよう、土御門家は特に「占考」（占うこと）を陰陽道独
 自の職分であるとし、およそ占考に携わる者はすべて土御門家配下とならねばならないと主張し、その主張を
 幕府への愁訴の形で宝暦年間後期―寛政年間初め（一七六〇頃―一七九〇頃）の長期にわたつて訴え続けてい

る（京都府立総合資料館蔵『若杉家文書』）。それによれば、占いを渡世とする者は勿論のこと、たとえ山伏などであっても、こと占いをする事について、山伏免許などは別に陰陽師免許をもらわねばならないとする。そして、陰陽家は占考第一であり、占考を行なう者を組織できないのであれば公儀への陰陽道奉仕も滞るといい、陰陽道支配が土御門家に許されているからには、陰陽道以外の者に占考は禁じられている旧例なのだ主張したのである。

安谷清家文書の天明四年「土御門家回状」は、こうした背景を有して土御門家から出されたものであり、同年十一月に安谷掃部が但馬国陰陽道触頭に任じられていることも、土御門家側の何としても組織を拡めたいとの事情が反映している。触頭となった安谷掃部は、地元陰陽師の筆頭格の地位を得るとともに、土御門家配下の陰陽師からの貢納金を滞納の無いよう収納して京都の土御門家へ上納すること、そして、在地で陰陽師的活動をする者に働きかけて組織拡大に尽力し、あわせてその者たちから貢納金を徴収することを課せられたわけである。その意味で、陰陽道触頭は土御門家配下官金の中間請負にあたったと位置づけることもできる。

幕府触れ流し以後の
陰陽道組織の拡大

土御門家は、長期にわたる幕府への愁訴を通じて、結局は陰陽道を勝手に行なうことの取り締まりを求め、それを幕府による「御触れ」の形で示すよう請願した。そして、

それは功を奏して次のような触れとして全国に流された。すなわち、寛政三年（一七九一）四月に（『御触書天保集成』）、

陰陽道職業致し候輩は、土御門家支配たる可き儀勿論候ところ、近年甚だ乱雑に相成り、陰陽道猥に執行候族もこれ有る様に相聞こえ候。以来、右体の心得違いこれ無く、土御門家より免許を受け、支配下知堅く相守り、取り行なう可く候。

右の趣、洩れざるよう相触れらる可く候。

との幕府触れ流しがなされ、これによって陰陽師の組織化が飛躍的に進むこととなった。

安谷清家文書は、その様子を具体的に知ることでできる貴重な史料であり、それに関しては全国でも唯一の残存史料といえる。同家文書の、翌寛政四年七月附「上納についての達書」をみると、

公儀諸国え御触れ成し下され候に付き、御本所（土御門家）よりも御配下一統相心得候条々申し触れ、尤も御配下中人別洩れざる様回覧し、各々承知印形のこと申し達し置き候ところ、是以て心得違いの族もこれ有り、今以て調印順達も相滞りの趣、重々不束ふつがの至りに候。何分兼ねて申し達しの通りに、早々順達調印の儀速やかに取り計らいこれ有る可く候。：

寛政四年子七月

土御門殿陰陽道

御 役 所

但州美含郡芦谷村

安 谷 掃 部 殿

とあって、公儀からの触れは触頭を通じて配下に回覧され、内容を承知した陰陽師はそれぞれ確認のための印鑑を押すことになっていた。しかし、不承知の者が相変わらず存在したため、安谷掃部にその確認推進の仕事、つまり配下への引き入れが託されている。

これだけであれば以前の状況とすこしも変わらないのだが、今度の場合は土御門家の要請に応えた形での、安谷掃部による、同年十二月附の「筋目・貢納料吟味についての口上書覚え」、および同年七月附の「支配吟味取り調べについての口上書」があつて、幕府の御触れを根拠とする組織拡大への動きが極めて活発・強力に

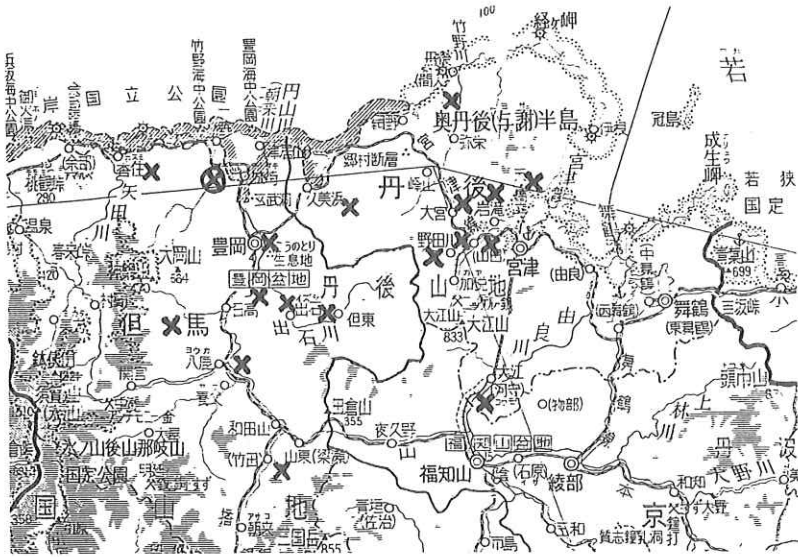


図44 陰陽師分布図

安谷清家文書によって知られる但馬・丹後の陰陽師居住地の分布

⊗……安谷清家 ×……陰陽師居住地

行なわれ、相当の効果が上がったことが詳細に記されているのである。先の天和三年の霊元天皇綸旨と將軍綱吉朱印状の存在だけでは、あまり勢力伸張というまでには繋がっていないのが実状だったのに対してである。

今ここでそのすべてを紹介する余裕もないので、大略を述べると、このとき新たに支配の確認のために赴いた地域は、但馬では竹野町をはじめ豊岡市・日高町・出石町・但東町・八鹿町・養父町・山東町、丹後の弥栄町・大宮町・野田川町などにおよんでいる(図44)。陰陽道的活動をなしている者とみなす基準は「占考」を行なっていることであつたので、託宣を行なう巫女や算盤で占う座頭などのもとを訪れたり、占いもしていた山伏・真言宗僧・浄土宗僧や、また吉田神道の神職にも働きかけをしている。

そのうち、たとえば山伏については、「山伏

の分は、残らず向後（占いを）相止め申す可き一札仕り罷り帰り申し候」とあつて、陰陽道との修法混雑の上から、山伏は祈禱はするが占考には携わらないと誓約したことがわかる。このことは、「真言宗、右同断」とあつて、真言宗においても同様であつた。しかし、吉田神道神職に対する占考の制限あるいは陰陽道加入の働きかけは、勢力関係からいっても難しかったようで、出石神社・養父神社などの神職との折衝はことごとく不成功に終わっている。竹野浜鷹野神社の神職であつた大浜大和も、このとき陰陽道配下となることと土御門家への貢納金上納を拒否した一人であつた。

とはいえ、すでに僧や神職の免許を受けていた者以外の、民間で占いをする者の掌握と組織化にはほぼ成功し、土御門家配下としての貢納金、あるいは急には無理な場合にはとりあえずの形としての御菓子料、の徴収を行なうことができたのであつた。

これらは、「丹後・但馬国御支配御吟味御調べ」としてなされたことで、寛政三年（一七九一）より前から土御門家陰陽道支配を受けていた地域を含めて、この以後、但馬・丹後の全域にわたつて土御門家の支配が行きわたるようになっていった。それは、ひとえに幕府の御触れの効力によるものであり、同時に御触れに準拠しての触頭による積極的活動の成果であつたといえる。

幕府動向と陰陽道
支配拡大との関係

では、なぜ江戸幕府は土御門家をたすけて陰陽道支配の拡大を許すような、御触れを出したのであろうか。これには、幕府の政治的動向が深く関係していると考えられる。も

ともと、幕府にとつて土御門家などを含む朝廷勢力は押え込んでおくべきものであつて、開幕初期の元和元年（一六一五）発布の『禁中並びに公家諸法度』にみられるように、その行動を規制しておくことが基本方針で

はあった。しかし、いっぽうの朝廷側してみればそれは窮屈以外の何ものでもなく、寛永四年（一六二七）には、紫衣勅許の無効をめぐつて後水尾天皇が幕府に反発して突然に讓位した事件（紫衣事件）も起つたが、それはかえつて幕府権力の優越性を明確にする結果となつていた。天和三年（一六八三）の、靈元天皇綸旨の内容を追認した、將軍綱吉による公家の土御門家への諸国陰陽師免許権を認める朱印状の下附は、その意味で当時としては画期的なことであつたのであり、ときの関白右大臣一条兼輝は、その日記『兼輝公記』（東京大学史料）に、「これ朝廷再興の儀、武家の朝廷を崇敬せらるゆえか。」などと記して慶びの気持ちを表現している。五代將軍綱吉のころには、政治状況も一応落ち着いてきて、武断政治から文治政治への転換もなされつつあつた。また、靈元天皇は朝廷權威の復活を意図して、室町時代以来断絶していた大嘗祭（だいじようさい）（またはオオニエノマツリ。天皇即位後最初の収穫感謝祭）を復活した人物でもあつたのである（高埜利彦「近世陰陽」の道徳編成と組織）。

また、天和三年という時期に土御門家に諸国陰陽師支配が認められたことは、この翌年の貞亨元年（二月に改元があつた）に改暦があつたことと深く関係していると思われる。当時使用の暦は、平安時代から使用してきた宣明暦という暦で、土御門家が宮廷陰陽家としての伝統により造暦権を掌握し、毎年のカレンダー製作にあつていた。しかし、計算方法など暦法自体が古いこともあつて、実際とは約二日のずれが生じていて日触の予報なども不確かであつた。こうした時にあつて、幕府側にいた天文学者の渋川春海は、中国の元代に西洋天文学の成果をとりいれて作られた授時暦をベースとし、中国と日本との経度差を計算によって加味した新しい暦法を考案した。渋川は土御門家に臣従の礼を尽くし、ともに天体観測にあたるなどして、新暦法の優れていることを土御門家に充分理解してもらつた上で改暦の請願を行ない、貞亨元年（一六八四）十月二十九

日に、朝廷から新曆法採用の宣下と「貞亨曆」の名称を賜ったのであった。そこで、幕府はこの渋川春海を同年十二月一日に、新設した幕府天文職（のちに天文方と改称）の初代長官に就任させるとともに、以後のカレンダー製作をここで行なうことに改め、土御門家は単に曆注といわれる、日や方角などの吉凶についての書き込み部分のみを担当することに、権限を縮小させてしまった。このことから類推して、当時の幕府は、社会規範の基礎となる造曆に関する権限を、朝廷側から幕府側へ移動させることを狙っていたことがわかる。そして、そのためには土御門家を充分に懐柔しておく必要があるが、土御門家の顔が立つよう配慮するだけでなく、たとえ造曆権を奪っても土御門家の経済的自立が成るように、諸国陰陽師免許権を、前年のうちに与えておいたのではないかと思われる。それはまた、諸国での曆本刊行・配布に携わっている曆師を、職分内容の点から「陰陽師」であると認定して、間接的に土御門家に統率・掌握させることにもなり、まさに幕府主導による施策であったといつてよい。そうした意味では、朝廷側の希望する「朝廷再興」には程遠い状況が続いていたのである。したがって、その後の土御門家による諸国民間陰陽師の組織化が進まなかったのも、当然のことであった。

次に、寛政三年（一七九一）の幕府触れ流しについて考えてみよう。よく知られているように、十代將軍家治在職の宝暦十年（天明六年（一七六〇）八六）を中心とする田沼意次の失政もあって、続いて幕府老中となつた松平定信は、天明七年（一七八七）から寛政五年（一七九三）におよんで寛政の改革を行なつた。幕政を立て直して江戸幕府初期の状態に戻そうとしたのであるが、「陰陽道職業致し候輩は、土御門家支配たる可き……」との幕府のお触れも、その一連の改革施策の一つとしてよいであろう。すなわち、幕府権力のどうしようもない弱体化にともない、その弱体化した権力を、朝廷側の有する権威でおぎなおうとする意図があつたと考えら

れる。すでに天和三年（一六八三）の朱印状下附により、陰陽師支配を土御門家に託すことで、一応は幕府権力の肩代りをさせていたのではあったが、それを特に積極的に支持する手当てのようなことはしないできていた。それを、このたびはお触れを出して、より積極的に支援しようというのである。朝廷権威の利用であり、土御門家が近世以前から陰陽道を主管し、諸国陰陽師のいわゆる本所として、民間陰陽師をあるていど掌握していたものとすれば、そうした本所権の強化策をとることで幕府権力を輔翼させようとしたものとみられる。基本的には、仏教・神道とともに陰陽道をも統制し、幕藩制支配の一翼をになわせようとしたということであり、幕府の宗教統制策の一環であったとい得る（本場明志「占考」をめぐる近世の間。
題』、高埜利彦「江戸幕府と寺社」）。

こうした、幕府による朝廷権威の強化保護は、土御門家の諸国陰陽師支配拡大への活動などを通して、実は朝廷・天皇の存在とその権威の世の末端までへの浸透という、はかり知れないほどの大きな影響を歴史に与えた。天皇中心主義を掲げた明治維新の変革も、このようにして社会一般に培われた素地があつてこそ、成り立つたといえるのである。

土御門

陰陽道の終焉

寛政三年の幕府触れ流し以後、土御門家による諸国散在民間陰陽師の組織化は、それ以前に比べれば格段に進むようになった。それは、もし土御門家配下となるのをこばむような者がいた場合、その地域の触頭から土御門家へ届け出て、土御門家からは朝廷と幕府とのあいだの連絡を担当する武家伝奏ぶけでんそうに伝えられ、そうして幕府側に伝わってからは、その地域を治める藩へ、そして所の代官へと伝えられてこばんだ本人が呼び出され、どうしてなのだとか吟味取り調べを受けるといふシステムができたからであつた。

（高埜利彦『近世陰陽』
道の編成と組織）。

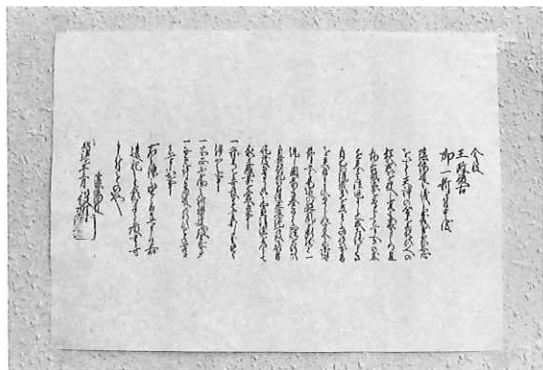
そのようなことによつて、幕末期にはほとんどの地方に陰陽道触頭が置かれるまでに組織化が進展し、元治元年（一八六四）の『諸国触頭名前保留』（宮内庁書）（陸部藏）によると、関八州およびその他の五五カ国に、触頭一一人が任ぜられていたことがわかる。但馬に関しては、

一、但馬国 国中触頭 美含郡芦谷村

安谷 掃部

とあり、同史料には「明治二年己三月廿七日、触頭号廃止、制令者に御改めの事」とも記されているので、幕末を越えて維新时期まで、安谷掃部の名は代々に受け継がれて、触頭（のち制令者）の任にあったことが知られる。

明治維新期の陰陽道の動向をみると、土御門家は天皇中心の世に戻ることを歓迎し、願い出によつて、明治元年（一八六八）七月九日附で新政府から暦の編纂事業を委嘱されている。ところが土御門家では、すでに進化した西洋天文学を踏まえての編暦技術は持ちあわせず、同三年二月には、当時の大学に属した天文暦道局の御用掛の一人として東京へ赴任移住することになった。大学は、旧幕府の開成所（開成学校）・医学所（医学校）・昌平坂学問所（昌平学校）を再編して同二年七月に設置されていた。東京へ移った土御門家は、同三年八月、天文暦道局の星学局への改称にともない星学御用掛となるが、ついにその十二月九日には御用出仕を免ぜられ、陰陽道の所管する重要な内容の一つであった編暦作業は、ここに完全に土御門家の手を離れてしまった。伝統的な土御門家の知識・技術では、西洋近代科学の摂取による新国家建設を目指す新政府のニーズに、到底応えられなかったということである。このあと、新政府によつて太陽暦の採用が決められ、旧暦明治五年（一八七



写157 明治2年『王政復古一件』(芦谷・安谷清蔵)

一〇 十二月三日をもって新曆(太陽曆) 同六年一月一日とされて現在に至っている。

また諸国陰陽師支配については、安谷清家文書の明治二年三月附「王政復古一件」に(写157)、

陰陽道の儀は(中略)天神の命を窺ひ、人の疑惑を決し宜しきに處らしめ、且つ勸善懲惡を専らとすべきのところ(中略)、方今の御時節に候へば、是迄の弊風を断然と一洗し、周易に基きて正法を行ひ、自餘胡亂うらんの占うらない候ことごとく廢絶致す可く候。此の旨、屹度きと相守り、只々正直清潔を常として、永く職業を営むべき事。

むべき事。

とみえ、明治二年春の段階では、土御門家は依然として陰陽師組織の維持拡大に意欲をみせていることが知られる。しかしながら、新政府は天皇中心主義を急速に進めていかなければならない必要性から、神仏分離を強力に進めるとともに、天皇中心の国家に益せずまた文明社会にも合致しない諸宗教の整理に乗り出した。土御門陰陽道は、神社神道という名称の神道の一派の形をとってはいたが、その内容は国学的でなく漢学的であり、また前述のように、主宰者である土御門家の技量も、編曆にも携われないといったものとなっていたために、翌年閏十月五日、ついに土御門陰陽道それ自体が廢止されてしまったのであった。土御門家の星学御用掛出仕停止の二月前のことである。すなわち、『明治天皇紀』同日条には、

土御門家は陰陽頭を世襲し、其の唱道する所のものを天社神道という。其の門人兩刀を帶し、絵符を建て、宿駅を通行する慣習あり。是の日・大学星学局御用掛土御門晴榮はるなに令して之れを禁止し、且つ門人免許を停む。

とあり、ここに土御門陰陽道は終焉を迎えることになった。同五年（一八七二）の修験道廃止などにも共通する施策であった。

以後、土御門家はまったく陰陽道から手を引いて華族（子爵）として東京に住み、配下陰陽師であったものは、占考などをなお続けようとすれば、同家の庇護無しに活動しなければならなくなった。このため、陰陽師の多くは転職または帰農し、あるものは宗教的命脈を保とうとして、その後の教派神道に加入するなどの道をたどっていった。安谷家の場合、近世当初から農家でもあったが、同家文書の嘉永七年（一八五四）六月十三日附「口上書控え」には、

私の義は、代々御百姓には御座候得共、往古より京都土御門家の家来筋家にて（中略）、名氏（苗字）帯刀御免に候得共、陰陽職古来より仕らず。

とあって、陰陽道触頭ではありながら、かなり早い段階から、占考その他の宗教的行為に自身は携わらなかつたものか、あるいは当初から、宗教的行為はせずに触頭職にだけあたっていたものかとも考えられる。村落行政組織の一つとしての村庄屋が、同時に、宗教行政組織としての触頭に任じられていたのであり、近世の社会支配体制を解明する上にも意味の大きい例といわねばならない。なお、この史料では、

私支配場と申すは、只今にては由良郡・城崎郡・美含郡、

ともみえ、幕末期の同年段階での触頭安谷家の陰陽師管轄のおよぶ範囲が、実質的には丹後・但馬にまたがる三郡であったことが知られる。

陰陽道の内容、および陰陽師の地域村内における活動については、続刊の『竹野町史・民俗文化財編』第十章（民間宗教）第五節陰陽道に記す予定である。

第二節 庶民信仰

(1) 村を訪れた勧進者・宗教者

遊行勧進者

・宗教者

へ皆さん喜べ今年は豊年。山田の奥から新田のはてまで、ワセもナカテもオクテも、タダもモチネも、黄金の波がダワダワダワダワ、その稲刈って。刈ってたばねて稲木にかけて。こえてこなして俵に入れて。そのまた俵をおんまに乘せて、ハイシキどうどとお倉に詰め込む。

へ今年は豊年豆類上作。まずのはじめは豌豆そらまめ、いんげんささげに大豆に小豆。なた豆なんぞも言うに及ばず、お家のイトさんの豆までパッチリ開いてめでたいめでたい。

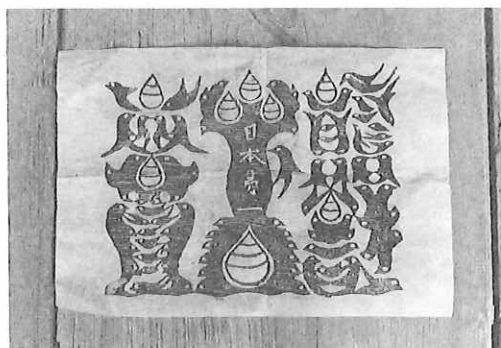
春若万歳

出身地 豊岡

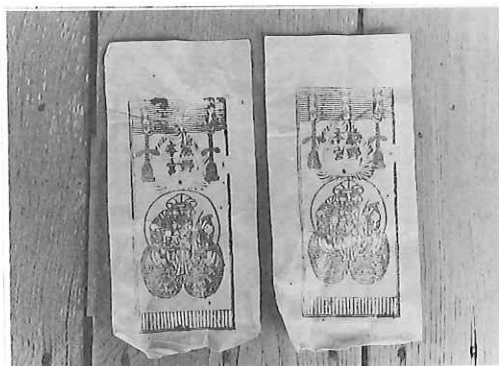
人員 太夫・戈蔵・三味弾の三人一組

これは、「節分芸人」という遊芸人のほぎこと（祝いことば）の唱え詞で、但馬全域にかつては遊行してい

たという（「新春の旅芸人たち」谷垣桂蔵、「但馬の民俗年中行事」(一)文教府資料・第二八号）。



写158 『熊野山牛玉』(轟・細田昌蔵)



写159 『熊野本宮お札』(轟・細田昌蔵)

私の小さいころ過ごした郷里の越中高岡(旧加賀藩領)には、いろいろな勧進者・遊芸者・物売りの人々が訪れた。獅子舞・猿廻し・角兵衛獅子・虚無僧・万歳・僧侶・座頭・山伏その他で、特に正月・盆・祭礼にはひとときわ目立った。これらの人々は、今はほとんど見られなくなり、遠い昔の懐かしい思い出となってしまった。

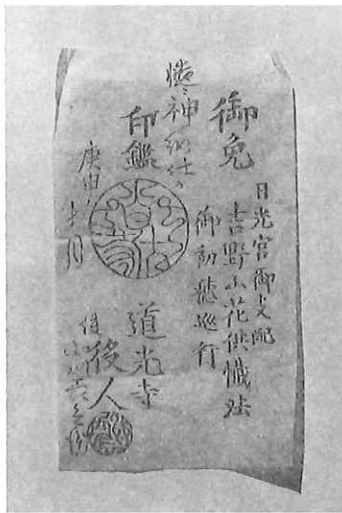
竹野谷訪村勸進者の種別
轟地区の細田昌家に、『諸勧化其外取替帳』(三冊・イ)嘉永六年(一八五三)一月、安政元年(一八五九)六月、(ロ)安政三年(一八五六)十二月、同六年(一八五九)十一月、(ハ)安政六年(一八五九)十二月、(ニ)文久二年(一八六二)十一月、以下この項に限り、特に断らない限り同家蔵文書である)の史料が存する。九年の間に、

毎日のように村を訪れた諸勧進者に対する支払い控帳である。そこで、どのような人々が、どこから訪れ、竹野谷の村人はどう対応し、為政者である官権と教権の出方など、その実態と変遷を少しくみてみよう。

まず、『取替帳』をみる前に、この細田家を訪れた人々を紹介しよう。当時の細田家は、大庄屋で

豪農という立場上、いろいろな文人や宗教者が訪れた。前章第二節の「村を訪れた文人・その他」でもふれたように、当家に趙陶齋（宝暦九年）・頼春水（安永八年）・池田草庵（天保十一年）などの文人が来遊している。また、次の項(2)遊行上人の来訪でもふれられるように、遊行五十六世傾心上人（文政八年）も立ち寄っている（『「細田平四郎忠平」 校補但馬考』）。また、伊勢山田の御師が「伊勢曆」を持ってきたり（外宮神主の『外宮社勸化帳』を蔵する。浜須井地区の福井実家には、『神楽起源』（正徳五年五月吉日、御師御炊太夫、御旦那御衆中）も存する）、熊野本宮御師坂本八郎太夫も『熊野山牛玉』（写158 159）を、吉野山の道光寺役人の使者小川吉兵衛なる者が、かの有名な「花供懺法」御初穂巡行に訪れている（写160）。さらに、当家の先祖が祠官であった関係からか、このほかにも多賀大社（『「多賀大社造営寄付誌」 多賀大社社会儀所 本宮造営方』）、北野天満宮（『京都北野天満宮九百五十年御忌奉加帳』嘉永二年九月御祈願所梅椿坊・『口上』（奉加願）松栄坊 梅椿坊）などの各神社が、勧進や年頭の書状を寄越したりして、深いつながりをみせている。

このようにみても、当家が豊かなるために、勧進者・食客の来訪が多かったのは当然であつたらう。しかし、このような来訪者が単にこれだけのことで終わつたのではなく、ここが一つの文化・情報交換のサロンになつたことであろうことの意義を重視しなければならない。それでは、『取替帳』にみえる勧進者は、どこの国からきて、どのような人々であつたのであろう。その出身



写160 『道光寺勸進札』
（藤・細田昌蔵）

第二節 庶民信仰

表 46 竹野谷国別訪村勸進者回数

諸国名 東山道 諸国名	訪村回数	訪村年月		
		総計	(イ) 嘉永六年(一八五三)一月 安政元年(一八五四)六月	(ロ) 安政三年(一八五七)十一月 安政六年(一八五九)十一月
陸奥(青森・岩手)		一八九月	三六九月	三六九月
羽前(山形)				
羽後(秋田・山形)				
陸中(岩手・秋田)				
陸前(宮城・岩手)				
磐城(福島・宮城)				
岩代(福島)				
下野(栃木)				
上野(群馬)				
信濃(長野)				
飛騨(岐阜)				
美濃(岐阜)				
近江(滋賀)				
東海(道)		④	②③	②⑥
常陸(茨城)				
下総(千葉・茨城)				
上総(千葉)				
安房(千葉)				
武蔵(東京・神奈川・埼玉)	一		六(江戸)	九(内六江戸)
相模(神奈川)				
甲斐(山梨)				
駿河(静岡)				
伊豆(静岡)				
諸国名		一八九月	⑩	⑮
総計		五八回	一六九回	三九三回
			(ハ) 安政六年(一八五九)十一月	
			文久二年(一八六二)十一月	

美作(岡山)	播磨(兵庫)	山陽道 山陽道	摂津(大阪・兵庫)	和泉(大阪)	河内(大阪)	大和(奈良)	山城(京都)	畿内	土佐(高知)	伊予(愛媛)	讃岐(香川)	阿波(徳島)	淡路(兵庫)	紀伊(和歌山・三重)	南海道	若狭(福井)	越前(福井)	越前(福井)	越後(新潟)	佐渡(新潟)	越中(富山)	能登(石川)	加賀(石川)	越前(福井)	若狭(福井)	北陸道	志摩(三重)	伊勢(三重)	尾張(愛知)	三河(愛知)	遠江(静岡)	
	一五		一一	一一			一五(京都)									三	二	一										一			一	
		⑪						⑬																								
	一〇		三	二	二	三三二(京都)							六			三	一七	一一									一	二	四	三	六	一
		⑫					⑭								⑮												⑯					
	九三		三	一六	一一	一三九(京都)						三	八			八	五	六	五	二								一	六	四	四	
		⑰					⑱								⑲																	

第二節 庶民信仰

不 明	五	一一二	二(関東)
琉球(沖縄)			一五
对馬(長崎)			
宍岐(長崎)			
大隅(鹿児島)			
薩摩(鹿児島)			
日向(宮崎)			一
肥後(熊本)			
肥前(佐賀・長崎)		一	二
豊後(大分)			
豊前(福岡・大分)		一	
筑後(福岡)			
筑前(福岡)			
西海道 <small>さかかきちゆう</small>			②
隱岐(島根)	一		
石見(島根)	一		
出雲(島根)	三	一	四
伯耆(鳥取)	一	三	一
因幡(鳥取)	二	九	八
但馬(兵庫)	三	一六	二
丹後(京都)	四	一三	一六
丹波(京都・兵庫)			三〇
山陰道 <small>さんいんちゆう</small>	⑮		⑦④
長門(山口)	一	五	七
周防(山口)			
安芸(広島)	一	一	二
備後(広島)	一	五	一〇
備前(岡山)	二		八

表47 竹野谷訪村勸進者の種別

種別名	件数	訪村年月
寺 僧 勸 化 (僧) 座 山 伏 頭 神 社 人 社 吉 田 神 社 関 係 警 大 山 出 石 参 り 心 付 け 女 茶 堂 各 家 役 人 浪 弄 名 某	二〇 六 五 二 五 二 一 三	(イ) 嘉永六年(一八二四)一月 安政元年(一八五〇)六月
寺 勸 化 院 修 驗 化 座 頭 庵 頭 (主) 坊 社 神 社 社 人 (神主) 吉 田 神 社 関 係 土 御 門 関 係 京 小 森 典 葉 頭 各 家 役 人 藩 家 中 伊 勢 船 家 中 某 勢 明 不	四八 二 一 〇 一 五 六 三 三 一 九 三 三 二 三 二 一 四 一	(ロ) 安政三年(一八五二)十一月 (ハ) 安政六年(一八五五)十一月
寺 僧 勸 化 (宗門・沙門・出家・愚僧) 座 山 伏 頭 修 驗 山 庵 頭 (主) 坊 社 神 社 社 人 (神職・神主) 神 子 吉 田 神 社 関 係 土 御 門 関 係 六 部 虚 無 僧 味 三 主 座 小 森 典 葉 頭 京 小 森 典 葉 頭 (浪人) 士 家 役 人 各 家 役 人 某 家 役 名	一一二 一五 一〇 一 一 三 六 四 六 一 五 二 七 四 二 〇 一 七	(ニ) 安政六年(一八五五)十一月 (ホ) 文久二年(一八六二)十一月



写161 夜久野茶堂（京都府天田郡夜久野町）

地は、表46にもみられるように、(イ)訪村回数総計58回の内、畿内(17)・山陰道(15)・山陽道(11)、(ロ)総計169回の内、山陰道(42)・畿内(39)・東海道(23)、(ハ)総計393回の内、畿内(169)・山陰道(74)・山陽道(50)と、やはり地理的条件から、畿内・山陰道・山陽道が多いことは当然と思われる。しかし、少数ながら遠く東北・九州の末端からも訪れているのには驚かされる。

また、どんな種別の人々であるかという点、表47にあるごとく、(イ)寺院関係(寺院・僧・勤化僧・山伏・座頭)、神社関係(神社・社人・吉田神社関係)、その他(瞽女・大山出石参り・茶堂・各家役人・浪弄・某名)、(ロ)寺院関係(寺院・僧・勤化・修験・座頭・庵主・坊)、神社関係(神社・社人(神主)・吉田神社関係・土御門関係)、その他(京小森典薬頭・各家役人・藩家中・伊勢船家中・某名・不明)、(ハ)寺院関係(寺院・僧(宗門・沙門・出家・愚僧)・勤化・修験山伏・座頭・庵主・坊)、神社関係(神主・社人(神職・神主)・神子・吉田神社関係・土御門関係)、その他(六部・虚無僧・三味・座主・京小森典薬頭・士(浪人)・藩家中・各家役人・某名)などである。

やはり、寺院・神社関係が多いのは当然で、(イ)の「茶堂」、(ロ)の「伊勢船家中」が興味をそそられる。

この茶堂は、「やくの、茶堂」と出てくるのであるが、茶堂とは旅

人や寺社の参詣人に施茶する所のことを意味する。現在でも諸寺社に、「茶堂」・「茶所」の建物も現存している例もある。この場合は、京都府天田郡夜久野町と兵庫県にまたがる標高二〇〇メートルほどの夜久野カ原という高原にある茶堂（大師堂Ⅱ放光院 写161）のことである。江戸時代の寛政ごろ、信州出身の貞心という禪者が諸国遍歴の途中、ここに錫を止めた。ここは、山陰道裏街道・但丹国境にあり、交通の要所であった。貞心は、苦難の末水を引き、旅人に湯茶の接待と休息の善行を施したという。写真にある茶堂は、夜久野町直見の廃寺となった高源寺の建物を移築したものである。このようにして、この夜久野町の茶堂から勧進にきたのであり、地元でも、昔は但馬にも随分勧進にいき、お世話になったものであると語り伝えられている。

いっぽう、伊勢船家中のことは、詳細につかめないが、ただ、伊勢船とは、一般に平らな箱型の戸立造り（箱造り）の和船の一種をいい、伊勢船で来航した人々を指すのであろうか。また、幕藩が威信にかけて嚴重に取り締まった(イ)浪弄（1）、(ロ)士（浪人）（12）も案外多くなっているのも、幕末の様相を呈している。

さらにこの中で、座頭が(イ)（5）、(ロ)（10）、(ハ)（63）と他に比べ目立って多いことである。座頭は、目の不自由な人の座である当道座の四官の一つで、幕府の厚い保護の元に、琵琶・琴・三味線を弾じ、歌をうたい、語り物を語り、また按摩・鍼・灸をも業としていた。当地が、昔から地芝居が非常に盛んであったところから、何か密接な関係があったのではないかと思っている（第五章第六節参照）。

ところで、こうした勧進者の出入りは、ここだけにみられるのではなく、他藩でも同様であった。詳細に紹介はできないが、綾部の「当番庄屋取替控」（弘化二年十一月～三年十月、梅原三郎「諸勸化人と座頭について」、綾部史談 創立二〇周年記念特集号）、志摩の

「元治二年諸勸進の控」（松本茂一「鳥羽」、藩政下の農村）、松本の「享和二年正月筑摩郡百瀬村勸化・浪人寄進帳」（「長野県史」近世史料、編・第五卷(2)中信地方）

鳥取の「法美郡殿村日本廻国衆之報謝差上覚帳(抄)」(文政三年七月、「鳥取県史」第
八卷・近世資料)などに多くみられ、竹野
谷同様主要街道から村の路地まで、闊歩かろほしていた姿が目につかぶようである。

勸進者への 対応は、竹野谷の人々がこれらの勸進者を受け入れる対応はどうであつたらうか。史料から
対 応 うかがえる範囲でみていきたい。

一番の主目的である勸進高は、一人につき大体三分から五分が多い。現在の物価と比較すると、嘉永六年(一八五三)ごろでは一分が大体六〇円、文久二年(一八六二)ごろでは、物価も上がり一分九〇円に相当している。最初の嘉永のころは、三分が多かつたのであるが、安政・文久のころになると、物価のスライドに合わせ五分が断然多くなつてきている。山陰の一村でも、当時の経済動向を敏感に受けていたことがわかる。

そして、半年ごとに締めをし、利息をつけ合計を出している。江戸中・末期になると、軒別に勸進すること
は、何かとトラブルが生じるので、伊勢の御師の奉加のように、村の代表者である大庄屋・庄屋がお札を預かり、一括して奉加するという方法に変わっていくのである。(「伊勢大神宮様御普請帳」
嘉永二年正月 竹野谷組)つまり、細田家には、同種

のお札が束になつて残つていることから判明しよう。また、この利息は、村民の分を立替えたために付いたものであるう。

勸進者 さて、こうして毎日のように訪村する勸進者に対し、「美含郡村々江虚無僧共多ク入込、農業
の 統 制 渡世之防ニ相成致ニ難決ニ」(「寛政九
年須谷区有」)しているため、村の入口に立て札を立て取り締まるこ

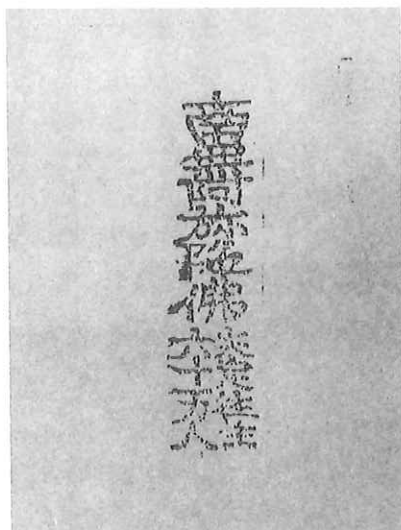
とを、虚無僧本寺から村々の庄屋へ伝えている。また、三宝院宮が、慶応四年(明治元年)(一八六八)に但馬の在町村々の役人へ宛てた文書にも、当山派修験にまぎらわしい者が徘徊して、勸進や止宿・足銭の多少について、いろ

いろトラブルを起こした。そこで、袈裟頭の出石の大善寺など三カ寺に取り締まりを命じ、「御改札」の所持を確認するように記している。ちなみに、この細田家には、嘉永二年（一八四九）正月の諸国総袈裟頭と、但馬国御取締役三カ寺の発行した二種類の改札（改印鑑Ⅱ日限を決めて取り替えた）を蔵していることで確認できる。

いっぽう幕藩でも、「国々海道筋往来之旅人、急度相糺休泊往来」（「御用」宮原伝兵衛より
大庄屋細田平四郎殿宛）する者がいれば、追いつ返すよう各村々へ廻状を出している。このように、こうした勸進者たちに対しては、風紀上や、農民の財を減らすという経済上の理由から、厳しく入国を統制し、特定の期間・地域に限って許可するという傾向になっていく。しかし、こうした取り締まりもあまり効果はなく、放浪的私的勸進者たちは、網の目を潜りながら庶民の中に食い込んでいったのである。

勸進者と 以上みてきたように交通のわりあい不便なこの竹野谷へ、どうして多くの勸進者が訪村したの
竹野谷 であろうか。『取替帳』の嘉永から文久という幕末期は、丁度北前船の興隆期で、豊かな村であるとともに、非常に信仰心が篤いという情報を敏感につかんでのことであろう。

しかし、こうした勸進行為も、官権や教権の執拗な取り締まりをまつまでもなく、次第に庶民にとってはやっかいなものとなり、単なる宿借りとか物乞いとか考えられなくなる。けれども、彼等の持ち込んだであろう宗教的・文化的伝播は、竹野谷の人々の生活と心に潤いを与えてくれたのである。



写162 念仏札（藤沢市・清浄光寺発行）

(2) 遊行上人の来訪

一遍上人
と興長寺

鎌倉時代の後期ごろ、一遍（智真）上人が浄土教の一派である時宗を開き、日常を臨命終時と
して専ら一心に称名念仏することを人々に勧めた。一般に時宗と表記されるのは江戸時代から
のことで、当初は時衆と呼ばれて、二祖・他阿真教上人以後に僧時衆、僧尼衆と呼ばれる同心者たちが集まっ
て教団が組織されたという。この一遍上人を開祖とする時宗の宗教的行儀の特徴は、空也上人が始めたとい
う踊念仏を採用したことと、「南無阿弥陀仏・決定往生・六十万人」と書かれた紙片（念仏札）を人々に配るこ
とであった。この念仏札を配ることを賦算ふきざんという。しかし時宗の特異性は、一所不住を原則として諸国を行脚
する遊行ゆぎょうにあり、したがって時宗は遊行宗とも呼ばれたのである。

『今昔物語集』（卷十三）には、行空という修行者に
ついて「住所を定めずして、一所に二宿することなし、
いはむや庵を造ることなし」と説明し、世に一宿上人と
呼ばれたという話があるが、一遍の遊行はこのような一
宿上人の遊行形態の傍系としてとらえることができるだ
ろう。また後世には、一日交替に二つの神社仏閣を往復
参詣する隔夜かやひじり聖と呼ばれる宗教者が多く輩出したが、
この隔夜修行は時宗の遊行形態の影響を受けたものであ
ろうと考えられている。まさに時宗の特異性は歩く宗教

であったと言つてよい。

さて一遍上人に関する伝記資料は、正安元年（一二九九）に一遍の法弟・聖戒が撰述して、それに法眼円伊の絵を添えた『一遍聖絵』（一名「一遍上（系縁起）」）と、その後やや遅れて成立した宗俊編の『一遍上人絵詞伝』（一名「一遍上（縁起絵）」）が有名である。その中の『一遍聖絵』（巻八）によると、弘安八年（一二八五）五月、丹後の久美の浜（現・京都府久美浜町）で一遍たちが念仏していると、海中から龍王が出現したという奇瑞を描き、続いて、

同年但馬のくにくみといふ處にて、海より一町あまりのきて、道場をつくりたりけるに、沖のかたより雷のするを見給て、龍王の結縁に来るぞとのたまひて、日中（法要）をはじめ給に、風雨雷電し、波あらくしほさして、道場にみちいる。行道しける人のも、のほどまでひたりける。道具（取り物）のけなどしければ、聖（ひじり）制して、皆ぬれぬれ行道す。行法（ぎやうぽう）をはりければ、しほ本のごとくになりぬ。年来（とし）しほのいる事もなき所なれば、人あやしむ事かぎりなし。

と語っている。すなわち但馬の国の「くみ」という所に一遍たちが海より一町あまりの所に道場を造ると、龍王の結縁で潮が押し寄せたので海水にひたりながら念仏を行なったというのである。

この話で問題となるのは、但馬の国の「くみ」が一体どここの地であったのか、ということである。この地名をめぐつて従来から論争があり、この「クミ」を浜坂町の居組（いぐみ）とする説、あるいは広くとらえて但馬の美含郡の「ミクミ」であるという説が出されている。しかも、『一遍聖絵』のこの話の場面の絵には「久美濱」という書き込みがあつて、丹後の久美浜と但馬の久美が混同してますます混迷を深めているのである。しかし、但馬の久美とは美含郡の（ミ）クミであり、その美含郡に含まれる竹野郷には時宗寺院の興長寺と一遍來歴の伝

説があるから、おそらく『一遍聖絵』が描く但馬国の久美での龍王供養念仏の話は、竹野町の海岸一帯の話であつた、とするのが素直な解釈と思われる。現在、興長寺に所蔵される延享四年（一七四七）の『由緒書』もこの立場に立っており、『一遍聖絵』の内容をほぼそのまま採用して興長寺の開創寺伝としているのである。このように興長寺は、そのはじまりが『一遍聖絵』に微細ながらも認められるので、但馬における由緒ある有力な時宗道場であつたことは間違ひなく、中世には菌部道場、大乘寺道場とも呼ばれた。

ところで、時宗教団はその後十二派（遊行派・一向派・奥谷派・当麻派・四条派・六条派・解意派・靈山派・国阿派・市屋派・天童派・御影堂派）に分派したが、現在の総本山は神奈川縣藤沢市にある清浄光寺（遊行寺）である。江戸時代の但馬地方には、こうした時宗の末寺がいくつか存在していたが、寛永十年（一六三三）の『時宗藤沢遊行末寺帳』によると、但馬には竹野浜の興長寺と九日市（現・豊岡市）の西光寺があつたことがわかる。またその後の末寺帳である『遊行派末寺帳』、『各派別下寺院牒』、『時宗十二派本末惣寺院名簿』によると、その他、但馬地方の時宗寺院は樂前（たのまへ）（現・日高町）の円福寺と由良（ゆら）（現・香住町）の仏長（頂）寺があつた。

そのうち興長寺は貞享四年（一六八七）の『慈眼院由緒書』（龍海寺文書）によると、寛永年間（一六二四—四三）ごろには客殿庵という客寮など四、五軒が中世の遺構を伝えていたといい、また、真言宗の慈眼院（現・龍海寺に合併）も元は時宗であつたらしく、慶長二年（一五九七）時宗僧・宥心が福傳庵という一字を建立し、寛永七年（一六三〇）に時宗から真言宗に転派して脇之坊と号したと伝えている。またこの『由緒書』や天明八年（一七八八）の『各派別本末書上覚』によると、興長寺には塔頭（たっちゅう）として称名院と西光院があり、末寺と

して医王寺があつた。この興長寺末の医王寺については『由緒書』に「往古ヨリ興長寺末寺ニテ境内ニ有レ之、本尊ハ坐像薬師如来、恵心ノ御作也、堂者三間四方南向、往昔者薬師堂ト申セシナリ、寛文年中ノ頃、本寺遊行四十一世他阿上人當國當所御執行の砌、東方山醫王寺ト改レ之」とあり、寛文年間（一六六一―一七二二）に第四十一代の独朗上人が竹野を巡錫じゆんしゃくした際に従来の薬師堂を東方山醫王寺と改めたたと伝えられている。

江戸時代の 一般に江戸時代における歴代遊行上人の巡国は、一遍上人以来の厳しい廻国修行とは異なり、や遊行形態 やもすれば本来の宗教性を喪失して形骸化した遊行であつたと言われている（吉川清著『時宗阿彌』、教団の研究参照）。

『一遍聖絵』に描かれる一遍たちの遊行は、当初三、四人から始まつており、そのご徐々に同信者たちが増えてその遊行に随行し、十人、十五人、二十一人という集団で遊行するようになった。ところが江戸時代になると、幕府から下附された朱印状によつてその遊行が保証され、政治権力と結び付いた大名行列のようになってしまった。その最初の朱印状が与えられたのは第三十四代燈外上人の時で、「藤沢山文書」には、

（御朱印）

馬五十疋、從二江戸一於二諸国在々所々一、可二相立一者也。

慶長十八年丑三月十一日

傳馬宿中

とあり、諸国において馬五十疋の徴発権が認められ、その直後には人夫五十人の徴発も保証されて、それから後は一代の遊行上人ごとにこの朱印状が発布されたという。

ではこの諸国遊行における人馬徴発がいつごろから始まつたのであろうか。まず「足利義持御教書」（『後鑑』卷一二七）

によると、室町將軍足利義持は、応永二十三年（一四一六）管領細川満元に命じて第十四代遊行上人太空の廻国にあたって各関所を自由に通過させるよう諸国の守護に下知を伝えている。また「大内義興執達状」（『大日本史料』九編之四）によると、永正十年（一五一三）室町幕府は、管領の大内義興の名を以って遊行上人の廻国に夫馬五十疋と具体的な数字を明記して、これらを提供するよう諸国の守護に命じていることがわかる。このような室町幕府の特別な配慮について『盛衰通記』（卷十一）も「遊行上人廻国の事、付、来由之事」として「近年兵革にさへられ、遊行の回国もならざる故、今度頻りに御教書を乞はれしに、再三に及て御免あり」（『大日本史料』九編之四）と指摘し、近世の『塩尻』（卷二七）も「足利家武将なる時も夫馬の証印御教書等賜はりけると伝えてゐる。

このように室町時代には、すでに遊行上人の廻国にあたってその遊行の保証と人馬五十疋の徴発が認められていたことがわかるのであるが、そうした先例に倣ったものであるのか、すでに紹介したように江戸時代にはもっぱら朱印状の權威によつて遊行が行なわれた。したがつて、ややもすればその遊行振りが華奢かしやに陥り衆庶の批判的になることもあった。たとえば元禄八年（一六九五）三月、日向で第四十四代尊通上人の遊行を見聞した日蓮宗不受不施派の日講は、その日記である『説黙日課』に「今日遊行発駕、人馬數百、行粧嚴重、恰も宮門跡の廻国に似たり。予思ふ、近年遊行廻国過奢（奢カ）の旅行、尤も開基一遍廻国結縁の風俗に違すべし」と記している。では具体的に各地方における遊行の様子を一応概観しておくことにしたい。

まず安永四年（一七七五）第五十三代尊如上人は、丹波国船井郡園部（現・京都府園部町）を訪れたが、その園部藩六人村の庄屋であつた『小林九兵衛日記』によると、「遊行上人御出、二月廿八日晚（園部）そのへ御とまり、

翌日亀山迄送り人足凡六百十六人（『園部町史』とあり、上人一行が園部から亀山に移るのに近在の村から六百人以上の人足が動員されたことを記している。また寛政八年（一七九六）第五十四代尊祐上人の訪村の時には、「遊行上人御巡国、二月廿五日そのべ御泊り、当村へ人足拾八人被仰付候」とみえ、その他、荷物運送の賃金と扶持米が与えられたことを伝えている。

この尊祐上人の園部遊行については『遊行上人御止宿二付諸用書留之日記』（園部町・小林俊一蔵）という詳しい記録があり、その日記によると、庄屋たちはこの遊行上人一行を迎える準備として、宿所の修理、畳の表替、障子の張替、仮湯殿の設置などを行ない、また藩から遊行上人本陣の備品として、手拭掛・桶・たらい・枕・雪隠紙入台・新敷もうせん・蠟燭などを受け取っている。さらに継人馬や駕の手配、雨具、医者（せういん）の準備など、実に細かな点までも多忙を極め、次の遊行先である福知山城下へは先触れとして金紋付文箱に入った朱印状を送っている（佐々木孝正「近世丹波における遊行上人巡錫の史料」参照）。また園部には文化十二年（一八一五）第五十五代一空上人の遊行があり、先掲の『小林九兵衛日記』には「遊行上人御通り被レ成候、人足八人、人足まわし唄人、昼飯持唄人、都合拾人、亀山迄送り申候」と記録されており、村々はその費用の捻出と人足労働に動員されたのである。

この一空上人は、後述するようにやがて但馬地方を訪れることになるのであるが、その一空上人が文化九年（一八一二）に武州大里郡根沢村（現・埼玉県大里町）を遊行した時の『遊行上人様御通行節他村人馬割合控帳』（吉川清著「時衆阿弥」）（教団の研究、所収）によると、その行列は、御先番（露払い）、御供具、熊野権現神輿、同台持、同宝物、御免傘、御先箱、御朱印箱、遊行上人様、御日笠、御用箱、役者乗者、同長柄、合羽籠、御茶弁当、御雨具、竿、長持、その他を連ねたもので、それに羽織を着用した庄屋が付き添い、担ぎ手として村の人々が動員された。

このような遊行上人の行列で注目されるのは熊野権現の神輿が付随していたことで、先述の尊祐上人の遊行行列も『遊行上人御止宿二付諸用書留之日記』によると「御神殿」とあり、後述する快存上人の出石から豊岡への道程にも熊野権現を奉祀した御殿船が出石川をくだって行ったという（宿南保著『但馬史』四参照）。これは開祖一遍上人が文永十一年（一二七四）熊野本宮の証誠殿に参詣した時、熊野権現から「信、不信を選ばず、浄、不浄を嫌わず、その札を配るべし」（『通聖』巻三）という神勅を受けた故事を反映したもので、時宗の教義の中に熊野信仰が混入していることを示すものであろう。一般に時宗寺院の境内に熊野権現がまつられるのはこのためで、『興長寺由緒書之控』にも「鎮守堂 熊野権現 九尺四方」とみえている。そして『遊行上人御止宿二付諸用書留之日記』に「熊野権現於二神前一念仏中御札被レ配候」とあるように、こうした熊野権現神輿の前で遊行上人は念仏札を人々に配ったのである。ちなみにこの熊野権現の神輿がいつごろから担ぎ廻されたか明らかでないが、『時宗血脈相統之次第』の第四十五代尊遵上人の条に「熊野権現神輿再興」とあり、いったん廃絶していたものが元禄年間に復興されたものであったことを示唆している。

竹野を訪れた

江戸時代に但馬地方を訪れた遊行上人は、四十一代独朗、四十六代尊証、四十九代一法、五十代快存、五十一代賦存、五十二代一海、五十三代尊如、五十四代尊祐、五十五代一空、五

十六代傾心、五十七代一念上人たちで、それは寛文年間（一六六一～七二）から安政元年（一八五四）までの出来事であった。これら歴代遊行上人の巡国賦算の旅は、丹後から但馬の出石・豊岡を経て竹野に到着し、その後、香住・浜坂および因幡の鳥取に向かうのが一般的な順路だったようである。では歴代遊行上人の公的な記録である『遊行日鑑』や地元に残る記録や古文書などを参考にして竹野を訪れた遊行上人について紹介する

ことにしたい。

第四十九代一法上人 一法上人は『遊行日鑑』によると、正徳四年（一七一四）六月二十九日、豊岡を出発して竹野に入り、坊岡の大庄屋弥七宅で昼休みをとった。そのおり亭主の弥七には横物（軸）一幅と金百疋がおくられた。その後、上人一行は竹野浜の興長寺に到着し、住職は料理の他に、味噌一樽、醤油一樽、奈良漬物一桶、昆布漬物十折を遊行上人に献上した。これは遊行上人が滞在する一切のまかないとしてまず目録で献上されるものであった。七月一日、興長寺の塔頭・西光院の空隠と故心は、鳥目二百文ずつを上人に献上し、首尾よく遊行上人と対面した。二日には興長寺の檀那を代表して福田八郎右衛門が鳥目三百文、与田善左衛門が鳥目三十疋、与田二郎右衛門、金右衛門が鳥目二十疋をそれぞれ献上し、三日には興長寺から茄子五十、さ、げ（豆）少々が献上された。六日になると、龍海寺・神通寺・浄願寺の住職たちが濃利十状を献上し、大庄屋滝本浅右衛門と天神宮の神主和泉守もそれぞれ銀子と素麺一包を挨拶として献上している。このように遊行上人を迎えた竹野村では、興長寺をはじめとしてその周辺の寺社および庄屋たちは大いに気を配り、大変な接待振りであった。

その後、本来の宗教活動もみられ、七日には興長寺檀中の四十八人から構成される「二十二日念仏講」が銀百目を献上することによって上人から取り立てられ、名号一幅が下された。この「二十二日念仏講」の実態ははっきりしないが、「二十一日」は恐らく『遊行日鑑』の誤記で「二十三日」の念仏講であったと思われる。というのは一遍上人の入寂が正徳二年（一二八九）八月二十三日で、その一遍の命日である二十三日の宗祖供養の念仏講であったと考えられるからである。なお講中が四十八人で構成されていたというのは阿弥陀仏の四

十八願に基づくものであろう。

またこの七月七日には興長寺で七夕の法要が営まれ、遊行上人をはじめ役者僧や地元の僧侶たちが多数参加し、十四日の盆には「御庭躍」が行なわれた。すなわち踊念仏である。そして十五日には施餓鬼が営まれ、参集した人々には切り素麺が出された。そのおり興長寺と福田八郎右衛門、与田次郎右衛門、金右衛門には夫婦ともに逆修としての院号が赦免された。十九日遊行上人は天神宮（現・鷹野神社）へ参詣し、板に書いた名号を奉納し、近くの薬師堂にも参詣した。この薬師堂とは先述の通り興長寺支配の医王寺のことで、当時は靈験あらたかな薬師仏として大いに信仰されていた様子が理解できる。二十一日遊行上人一行は興長寺を發駕し、求塚（本見塚）を経て霞村（香住村）に向かった。昼の休憩所となった本見塚の三郎太夫には麻の袴が上人から与えられている。

第五十代快存上人 享保十六年（一七三二）に竹野を巡錫した快存上人については『日記年代記』（有末兵助旧蔵）に「五月二日遊行上人竹野浜へ御着、六月二日因州へ御立」という記載があり、地元の史料からでも確認できる。

いっぽう、『遊行日鑑』によると、五月二日豊岡を發駕した上人一行は、坊岡の富森家で休憩し、その間、興長寺弟子数人は市場まで案内として出迎え、興長寺の檀那二人も出迎えた。そのご上人一行は興長寺に到着し、三日には住職から味噌一樽・醤油一樽・海栗うまに一曲・和布わかぬ三十把・炭四俵・薪は御用次第の献上目録が上人に提出された。また、興長寺弟子・真龍、教順、および塔頭西光院の弟子順良は十念を拝している。十念とは南無阿弥陀仏を遊行上人に続いて十べん復唱することである。さらに薬師堂の堂守は鳥目二十疋を上人に献上した。ところで興長寺には色々な講が組織されていたが、九日には女中講から豆腐、こんにゃくが献上された。お

そらくこの講は観音講であつたと思われる。十五日遊行上人は天神に参詣し、板名号と一貫文を散銭として納め、薬師堂にも参詣して名号一幅を奉納している。十六日には村の依頼によつて興長寺本堂で百万遍念仏が執行され、その御札として村から金子百疋が上人に献上された。二十八日には村役人衆に軸物や扉名号、それに弁天や大黒の御札が配られた。六月一日香住への移行に伴い上人一行の荷物が浜坂まで船便で送られ、翌日、上人一行は興長寺を發駕した。かや峠（現・管屋カ）を登り本見塚に至り、さらに箕尾峠を登つて香住村の庄屋勘助宅に到着した。そのおり見送りとして福田八郎右衛門、次郎左衛門、富森弥吉たちが香住まで随行し、その時、坊岡の富森弥吉は安産の御札を上人からもらつてゐる。

第五十一代賦存上人 『遊行日鑑』によると、延享二年（一七四五）八月三日、豊岡を發駕した賦存上人一行は、坊岡村の富森佐十郎宅で休憩し、いつものように御札として亭主に金百疋と軸物を渡した。しかし南無阿弥陀仏の名号は、富森家が日蓮宗であつたためもらえなかつたという。その後上人一行は興長寺に到着し、住職はさっそく逗留期間の御膳味噌、醤油御入用次第、大衆味噌、薪は用次第、塩漬^{ふき}一樽の目録を献上した。四日には法要があり、また興長寺の元祖講より鳥目四貫文が上人に献上された。五日には恒例として出石領主から興長寺に米十五俵が下されたが、これは興長寺修覆料の名目であつた。

六日、上人は湯嶋（城崎）に入湯することになり、それに先立ち台所入用の品々が船便で運ばれた。そして輿八挺と御免傘、対挾箱^{はさまばこ}、堅傘、御用挾箱、両掛挾箱、御茶、弁当、合羽籠^{かっぱ}三荷の行列を組んで湯嶋に到着した。本陣は今も現存する城崎温泉の曼多羅屋であつた。上人の湯嶋滞在は七日から十九日までの期間であつたが、その間には人々に念仏札が配られ（賦算）、九日には轟村の大庄屋細田平四郎が入湯御見舞として餅一

荷を持って参上した。十九日、上人は上湯につき曼多羅屋の亭主七郎に麻の袴、横物一幅を与え、湯嶋の薬師如来にも五百文の香料を納めて、二十日、再び興長寺に帰った。翌日、上人の説法があり、興長寺には時宗遊行派の位階組織である東陽院への昇進が申し渡された。

二十三日には双伴念仏そうばんという詠唱念仏供養が行なわれ、興長寺の檀那一五〇人に御齋おとぎが振舞われた。二十五日になると上人は天神宮に参詣して板名号と「仰にも名さへたかの、浜風に、代々吹つたふ神の恵みを」という歌を奉納し、薬師堂にも参詣した。翌日、天神宮の神主・大浜筑後は参詣の御礼として上人に挨拶している。九月四日、上人一行は興長寺を発駕することになり、かや峠の難所を通過して本見塚に至り、それから箕尾峠を経て香住に向かった。

第五十二代一海上人 一海上人は宝暦九年（一七五九）十一月に竹野を巡錫したが、竹野側の記録である『日記年代記』（有末兵 助旧蔵）には「十月（十一月カ）六日より十三日遊行上人竹野浜へ御逗留、湯嶋より御越し候儀十三日九鹿（九日カ）村へ御立」とみえている。

『遊行日鑑』宝暦九年十一月条によると、上人一行は六日湯嶋から一里半を経て竹野浜の興長寺に到着し、住職たちから出迎えを受けた。その夜さっそく領主からの米十五俵（興長寺普請料の名目）が披露されたが、今年霜月にならなければ渡されないと理由で下賜されなかった。したがって興長寺が一切をまかなうことになった。七日には興長寺の弟子顕童と歛竜が十念を受け、同時に尼僧七人も十念を拝した。時宗に尼僧が多かったことは有名であるが、興長寺に尼僧が居たことは興味深い。

九日、上人は天神宮に参詣して「南無阿弥陀仏 奉納 但州竹野浜 天満宮 遊行五十二世 宝暦九己卯歳

霜月 他阿上人「海書」と墨書した板名号と、「めくミあるたけの、浜の神垣に祈をかけし旅の衣手」という和歌を一緒に奉納し、次いで薬師堂にも参詣した。十日には、近在八カ村の人々が田畑についたヌカ虫を駆除するため施餓鬼供養を上人に願ひ出て、その施餓鬼が営まれた。遊行上人の前に施餓鬼棚が出され、念仏の中に大庄屋並びに名主たちが焼香し、八カ村へは名号一幅が下された。同時に施餓鬼に使用された幡たも人々に与えられた。施餓鬼幡は田畑にたてて虫駆除の呪まじないになるものである。施餓鬼供養が終わると村は上人に布施として金二両、伴僧たちにも銀一枚を渡し、他に金百疋が供物料として納められた。

ところで十一日には興長寺とその檀那中は塔頭であった西光院に住職を置くように上人に依頼した。当時の西光院は無住であったが、檀家が五十軒もあり住職が必要であったからである。しかしながら一海上人に随行していた時宗僧たちは、皆関東出身の者ばかりで、竹野に残れる者はいないとして結局は興長寺が世話するようになった。そのおり興長寺と西光院の寺務について次のような条目書付が上人から申し渡された。

- 一、興長寺と塔頭西光院は永く違乱がないようにする事。
- 一、朝昏の勤行並びに月並の掃除は懈怠無きよう相勤める事。
- 一、西光院檀中で新亡の節は、先規の如く興長寺は焼香を致さないようにする事。附、懸衣および年忌塔婆は本坊へ差出す事。但し興長寺は了簡を以って西光院へ遣わす儀は勝手次第である事。
- 一、西光院に附来した田畑並びに諸道具については混乱がないようにする事。附、檀中で有信の人より香免の田畑等が寄附された節は、その給主の志し次第で受納してもよい事。
- 一、西光院が無在の節は諸式については本坊が執行する事。附、田畑並びに諸受納物等がある時は、西光院

の檀那立合いのうえ相改め、余分がある時はいよいよ寺修造に怠惰無きようにする事。

右のような内容であったが、この『遊行日鑑』にみえる条目は、現在、興長寺に古文書として所蔵されている。十一日、上人は興長寺の案内を受けてお忍びで竹野の海岸を見物し、十三日には興長寺を発つて豊岡の九日市に向かうことになった。竹野浜より市場を通り、途中轟村の細田平四郎宅に立ち寄った。昼休みは江野村(現・豊岡市)の徳養寺であった。この移行の行列には竹野村の大庄屋たち全員が見送りとして随行し、上人一行はやつと九日市の時宗寺院西光寺に到着している。

第五十五代一空上人 出石藩の『御用部屋日記』によると、一空上人一行は文化十二年(一八一五)五月十九日に出石の唱念寺に到着し、同月二十五日、豊岡市九日市の西光寺に本陣を構えた。その後、豊岡での賦算活動を済ませ六月二日には豊岡から竹野に巡行する予定で、この間、竹野村では興長寺をはじめ大庄屋が上人を迎える準備を着々と進めていた。この一空上人の巡錫については、竹野村の動向を記録した福田八郎右衛門の『遊行上人御通行諸日記』(福田敏雄蔵)という一件史料があり、時宗史研究の上でも貴重な文献史料となっている。

その『遊行上人御通行諸日記』によると、竹野村はすでに四月から興長寺役僧を越前国敦賀に派遣して上人一行の情報を得、五月一日からは興長寺や西光院の掃除にかかり、同時に竹野の馬場・東道・釜石地域の人々は上人一行が通る道造りや整備に専念した。そして、七日には上人一行が丹後国舞鶴城下に到着した便りが届き、十日には出石に入る予定であることがもたらされた。二十日になると竹野村の庄屋福田八郎右衛門は、二連原村の二郎左衛門、林の仁左衛門、森本の四郎左衛門、御又の二郎太夫、土生の弥左衛門、奥須井の与右衛



写163 『遊行人御通行諸日誌』(竹野・福田敏雄蔵)

門、切浜村の三郎左衛門たちと坊岡に集まり、寛政六年（一七九四）の尊祐遊行上人巡国の際の古帳面を検討し、今度の迎え入りに落度がないように準備などについて協議した。本陣となる興長寺には慣例として領主より御蔵米十五俵・蠟燭・御札棚・湯桶・御手水たらい・水こし・湯当・さらし布・すまし桶・湯取桶・水風呂桶・大たらいなどが渡されることになっており、本陣の幕、高張提灯ちやうちん、行列用の法被はっぴは貸し与えられることになっていた。

さて、二十六日には遊行上人の役者僧・修領軒から傳馬五十疋、人足五十人を提供しよう朱印状が届き、いよいよ上人一行を迎えることになった。ところが六月一日に一通の急用状が届き、一空上人が九日市の西光寺で死去したことが知らされた。『遊行上人御通行諸日誌』には「六月朔日朝六ツ時二大庄屋所急飛脚参り候ハ、遊行上人様五月廿九日四ツ時二九日市村二おみて御死去被レ遊候」とみえている。八郎右衛門はさっそく興長寺に急ぎ、すでに待機していた先使僧・文峰軒にその旨を伝えた。用意万端整えていた八郎右衛門や

奥須井村の与右衛門、金原村の次郎左衛門、林村の仁左衛門たちは途方にくれ、八郎右衛門はその時の心境を「大キニ力ヲをとし、そま残、多く奉存候、弥々朔日朝ニ相成候へハ、村中のもの大キニ驚、扱々残多く事被存候」と認めていた。たこの一空上人の発病から死亡に至る間には、二十七日から豊岡の医師・三好雄孝、中田立慶

が診察、投薬し、藩からは寺社奉行が御見舞いするとともに医師・岸田玄悦が派遣されている（『豊岡市史』上巻・参照）。

六月一日、上人の遺体は火葬にふされ、翌二日西光寺において葬儀が行なわれた。『遊行上人御通行諸日記』には「六月二日八ツ時ニそふれい御座候、当村の参詣人多く御座候」とあり、竹野村からも多くの人々が葬儀に参列したことがわかる。またこの一空上人の旅先での死去については幕府も驚いたらしく、「遊行上人遷化ニ付、彼荷物等京都より藤沢迄差越候宿次証文、如二先例一相調、所司代より可二相渡一旨相達候間、可レ被レ得二其意一候」（『御触書天保』集成下巻）と寺社奉行に命じている。現在、豊岡市九日市上ノ町の西光寺には一空上人の墓があり、その台座には「文化十二乙亥天五月廿九日入寂」と刻まれている。

第五十六代傾心上人 傾心上人は文政七年（一八二四）四月に第五十六代の法燈を継いで巡国の旅に出発し、竹野を訪れたのは翌八年（一八二五）五月であった。竹野側の記録である『細田平四郎日記』（細田昌蔵）には「五月廿八日、遊行上人竹野村へ御着」とみえ、その時の行列には従僧三十二人、家来十三人が付き従い、送り人足として各村から千人が動員されたという。六月七日、大庄屋細田家を訪れた時は、「なく蟬の聲なかりせは氷室山、夏ともしらしまつの下陰」という歌をよみ、また当家の庭を見学した際の歌も「又後日因州より御送被下候、文政八水無月初の頃、細田氏の家に立より庭のやりみつを見侍りて」という詞書に続けて「すずしさは夏ともいはし岩かけに流れたえせず千世もすむらし、遊行七八世、他阿傾心」と記載されている。遊行

七八世とあるのは七、八、五十六世の遊行上人という意味である。

この傾心上人の詳しい動向は出石領内の『公私之日記』（鳥井家文書）や『遊行上人御通行に付諸人足遣訳帳』（西村家文書）によってもあるていど判明するが（神谷賢道「時宗徳川」、中期の遊行参照）、もう一つの竹野の記録である『福田八郎右衛門日記』文政八年の条には、「覺 一、本馬弐疋、一、人足壹人、右者今般遊行上人要用二付、京七條道場金光寺迄罷越候間、宿、人馬無_二相違_一御差出し可_レ給候以上、丙十月、遊行上人役寺但馬竹野村興長寺、国、問屋御役人中、処々御役人雇中」とあり、上人一行が遊行期間の根拠地である京都七条の金光寺に移行するにあたり、興長寺が人馬を提供するよう村々に触れていることがわかる。また「覺 一、本馬弐疋、一、人足壹人、右ハ竹野村より湯嶋迄指繼賃_二請取申候、以上、丙十月十四日、竹野村庄屋」とあり、上人の湯嶋までの移行に本馬二疋、人足一人を竹野村から出して、その賃金を受け取ったことを示している。

そのこの傾心上人は、文政九年（一八二〇）九州・四国を巡化して兵庫の真光寺で越年し、同十一年（一八二一）にはいったん藤沢の本山に帰って六年間休息した。そして天保四年（一八三三）再び遊行の途につき関東・奥羽を賦算し、同六年（一八三五）越後高田（現・新潟県上越市）の称念寺で入寂した（『遊行藤沢向_上人御歴代系譜』望月華山編「時宗年表」参照）。

以上、江戸時代に竹野村を歴訪した遊行上人たちを紹介したが、その遊行形態は幕府の権力と結び付いた形骸化した傾向が指摘できるとともに、迎接する村はその経費の捻出と人足労働の提供などの準備に多忙を極めたことが理解できる。しかし、遊行上人の来訪によって村の人々は直接生活の安否にかかわる切実な願いを上人に訴えたことは事実であろうし、また田畑の耕作安全と五穀豊穡を祈って竹野八カ村が上人に施餓鬼法要を依頼したように、竹野村全体の宗教生活をいっそう高揚させた側面も無視できない。

さらに興長寺は竹野における伝統的な念仏寺院で、現在我々が想像する以上にその繁栄ぶりは大なるものがあったことと考えられる。たとえば『宗門人高一紙之覚』(文化十一年・竹野・福田敏雄蔵)によると時宗徒は八〇六名で、『宗門御改人高一紙』(年紀不詳・細田家文書)による美含郡轟組の時宗徒は九三四名を数え、真言、禪宗徒について第三位を示している。したがって江戸時代においても興長寺を中心とした念仏信仰が、竹野の人々の生活に浸透していたことは間違いないだろう。『遊行日鑑』に今は忘れられた竹野の様々な宗教的講や経済的講がみられるのもそのためであり、当時の生活の一端を表象している。

最後にこのような遊行上人の巡錫に関する記録として、『遊行上人御通行諸日記』が残ったことは幸いで、殊に地方の村側からみた遊行記録としては全国的に発見例数が少ないだけに竹野町における貴重な財産である。また『遊行上人宝物縁起』(宝曆九年・細田昌蔵)は、遊行上人の諸国往反を安堵した「足利義持御教書」(応永二十六年)、「足利義教御教書」(永享八年)、および、船名号、仏面帳、古縁起(一遍上人絵詞伝)、新縁起などの由来を書写したもので、こうした宝物類を近世の遊行上人は携帯して各地で開帳したことが理解できる文献である。

第八章 海岸防衛と維新への胎動

第一節 異国船来航と海岸警備

藩と地元
 対 応 江戸中を茶^ニしてきたか上喜撰^{じょうきせん}たつた四^ははいで夜もねさせぬ。
 武具、馬具屋アメリカ様とそつといひ。

これは、轟地区の細田家の八月二十一日付書簡に紹介されている川柳である。

嘉永六年（一八五三）六月三日、ペリーが浦賀に来航し、開国を要求し、江戸中が騒然とした様子を皮肉つたものである。上喜撰とは、上質の喜撰（茶の銘柄）で、これを飲むと興奮してよく眠れない。つまり、蒸気船^{II}上喜船にかけた狂歌である。

また、ペリー艦隊といつ戦いになるかもしれないというので、江戸庶民の疎開騒ぎもみられ、武士たちも海岸警備に大挙動員された。そして、武具・馬具も急に必要となり、購入や修繕のため、武具・馬具屋が繁盛となった。大きな声ではいえないが、アメリカのペリー来航のお陰であるという、武具・馬具屋のほくそえんでいる様子を狂歌にしたものである。

出石藩に、この第一報が入ったのは十一日目の十四日で、「異国船四艘、浦賀に乗り入れにて騒然（江戸より詳報）」、十六日には第二報「異国船情報第二報、警備の模様、米の値上り」、そして第三報が二十日に「異

国船一条第三報、出帆は事実、理由不明」(『分領出石藩御用
細田家の書簡は、これに遅れ八月二十一日付である。ペリー来航の様子や、船員の詳細な観察、異国人の要

求、江戸の騒動の状況、打ち払うかどうか、幕府の対応などのリアルな報告書簡である。また、鷹野神社の宮司大浜貞教は、『難処之道記』(『竹野・鷹野
嘉永六年
春之頃、アメリカ異国船関東着岸之由、而、国々御大名様方御防之御手当にて御発向之由、色々区々之

評判正説知かたし、依レ之国々人氣あく米穀高直にて、下々之困窮大方ならず。
嘉永七年二月二十五日

二夜三日、於二当社、天下静謐夷狄退散之神事執行して、則御祓石城御役所へ献上奉納る。
安政二年九月七日

九月七日より二夜三日、領主御武運長久執行、大庄屋細田氏迄御祓相達し。
と、当時の地元での様相を記している。

こうして、ペリー以前から外国船の来航は多くなってきたのはいたが、これを機に海防の声は高まった。文久三年(一八六三)十月、出石藩は美含郡余部村以东一日市村(現・香住町)までの幕領地海岸の警衛を命じられた。それより東、宇日村までは自領地であったから、美含郡海岸全域が出石藩の防衛分担区域となり(『出石町史』第一巻)、官民一体で海岸警備に力を入れるようになった。

このように、幕府・各大名とも、外国との対応、海防に力を入れるのであるが、財政上や意識上から弱体化



写164 『美含郡御領分御巡村御一件帳』
(安政2年9月、出石町・出石町
立史料館蔵)

しており、朝廷の力の高まりとともに、これから訪れる国内外の混乱と相まって、その指導力を失っていくのである。

藩主・代官の巡視 さて、安政二年（一八五五）出石藩でも藩主仙石讃岐守久利が、八月十一日

から十六日にかけて、総勢一八〇人余を引き連れて美含郡海岸部を巡視した（『出石町写164』
史第一巻写164）。

八月十一日、今朝六ツ八歩殿様御乗馬にて、美含郡へ御発駕。

八月十六日、今朝、轟村六ツ六歩御発駕、七ツ七歩御帰城。

とあり、『難処之道記』（大浜貞教、竹野）にも、

（『分類出石藩御用
部屋日記』出石町）

仙石讃岐守様、御海岸ニテ御本陣奥たる、上下三百人余り之人々同八月十四日八ツ時御入駕被レ遊、当社へ御直参鳥居まで御出迎神前へ御進ミ寛々御拝礼有レ之、御下参御初穂式百疋御献上、十五日九ツ時御発駕にて出口迄御見送申上、十八日御城下へ恐悦に罷出、御武運長久御祓緇帛箱相添献上、其外御家中夫々相廻り献上之品有レ之無レ恙帰村。

と、竹野谷での様子を記している。この時、轟村の大庄屋細田家に宿泊し、その時掛けられた宿札（関札）写

165) と呼ばれる藩主の名前の書かれた木札が保存されている。これは、そのつど新しいものを使用するのが慣例で、のち、大切に保存された。

また、慶応三年（一八六七）八月二十一日から二十七日にかけても、藩主は美含郡と気多郡を巡見している

〔分類出石藩御用〕
〔部屋日記〕出石町。この時の二十三日、浜須井村の庄屋五

郎左衛門家（現・奥野泰史）で小休している。『万代記録』

（慶応四年正月、浜須井・奥野泰史蔵）には、「仙石讚岐守様小休御宿仕候、御目錄金百疋頂戴、御上下七拾人余也」と出

ている。なお、安政二年（一八五五）二月九日、豊岡藩主の京極高厚も、海岸巡見に竹野浜にきている（『難処之道記』大浜貞教）。

いっぽう、安政二年（一八五五）二月二十一日明け六ツ時に、出石藩の代官工藤市右衛門が、見分のため竹野浜にきているし（『同上』）、安政五年（一八五八）十一月晦日、海岸見分のため公儀の役人がくるという書状が、小浜より出石へ届いている（〔分類出石藩御用〕『部屋日記』出石町）。

これに関して地元でも、須野谷村の庄屋五郎左衛門（富森）と久美浜の庄屋今西七郎兵衛が、久美浜代官所の石神彦五郎に出迎え支度のため、「御用焼灯、御下渡被_二成下_一候様仕度奉_二願上_一候」（〔須野谷・富森担〕〔蔵・現住・豊岡市〕）と、いろいろ準備に大変であったようである。



写165 仙石讚岐守宿札
（関札、轟・細田昌蔵）

上納金

異国船の来航による海岸防衛について、一般から借入金・上納金がなされた。『分類出石藩御用部屋日記』（出石町）に、「嘉永六年十二月二十日、異国船防禦に付き、拝借金許可」、「嘉永七年二月四日、異国船渡来国難に付き、銀または人足差し上げ願ひ（各村々）」、「同年二月十二日、国難に付き金子献上（魚屋町湊屋利七、麴屋源助）」、「嘉永七年十二月十五日、異国船の儀に付き献金（金二十五両弘原中村・与三左衛門、金十両日野辺村・儀兵衛）」などの事例がみられる。

これに関しては、竹野谷でも昭和四十一年（一九六六）床瀬地区の『古文書摘要』（安田清調査、千葉市・安田達蔵）に、御用銀の史料が紹介されている。

安政元年（一八五四）十二月

『金三両海岸御備筋御用途の内ニ上金の覚』（椒村分、久美浜代官鈴木大太郎の請取状）

慶応元年（一八六五）閏五月

『御進発ニ付上金書上帳』（椒村重立ち十八人五両、小前五両、庄屋平右衛門二両、計十二両）

寺院梵

鐘調べ 『分類出石藩御用部屋日記』（出石町）に、「安政二年十月二十日、公儀より寺院へ梵鐘供出方御達し（大目付触れ）」の記事がある。これについては、安政三年（一八五六）三月十二日付

の『御用日記』（久美浜代官所通達、須野谷・富森担二蔵、現住・豊岡市）にみられる。

それによると、寺院の梵鐘などは大事な法具の一つであるが、異国船がひっきりなしに入航している。そこで、「時の鐘」を除く余分の梵鐘を、大砲・小銃に鑄かえて、国防備のため急務に必要であるとの幕府からの御達しである。村役人は、この件を二十五日まで調査報告するようにとの内容である。

これは既に、嘉永六年（一八五三）十二月十二日、「異国船渡来、本朝一大事につき、鐘・仏具等差し上げ
願ひ（宗鏡寺・末山）」（分類出石藩御用）とあり、竹野谷でも次のような『梵鐘差上状』（羽入・観音寺蔵）が存する。

真言宗紀州高野山正智院末

但馬国美含郡羽入村

両界院

一、梵鐘壺

金龜院

右段

但し兩持ニ御座候

御公儀被

ニ仰出一候、御触書承被 二仰渡一 大砲・小銃に御鑄換可レ被 二仰付一 旨奉レ畏候、何時ニテも差上
可レ申依レ之御供出奉ニ差上一候、以上。

安政貳年

羽入村

卯十一月

両界院

金龜院

寺社

御奉行所

一連のこのことをみると、先の第二次世界大戦でも梵鐘の供出があつたことを思い起こされるが、これに先
駆けて行なわれたことが知れる。

村に入る
情報

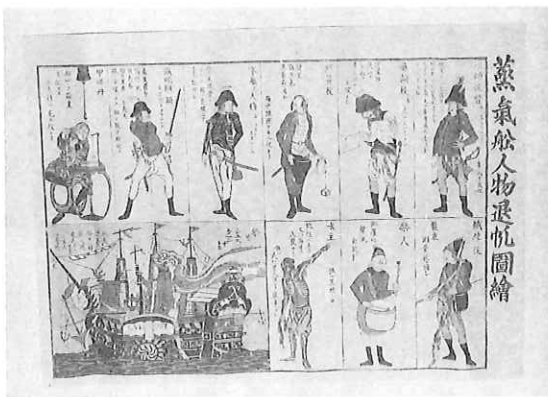
長い間、鎖国を祖法としていた日本は、江戸時代後期から西洋の文化などに関心が高まり、黒船の来航などによっていろいろな外の世界の情報が怒濤のごとく入ってきた。日本の近代化は、アメリカのペリー艦隊による開国からはじまるといわれる所以でもある。いっぽう内においても、幕府と朝廷の対立、諸藩の動き、日本各地の騒動と、転換期を迎えた幕末の混乱した政情と世相であった。

こうした国内外の情報が、日本海の但馬の一地域竹野谷にも、藩や代官所からの公式の触書・廻状などとは別のルートで、意外に早く正確かつ詳細に入ってきた。今日のように、交通・通信の発達していない当時のことであつたから、まさに驚きと不安である。北前船の活動の影響が大いに考えられよう。そこで、轟地区の代々大庄屋を勤めてきた細田昌家に蔵されている、こうした史(資)料の一端を紹介してみよう。

西洋の情報

まず注目されるのは、江戸時代のニュースの媒介の最大のものは、瓦版であろう。これは、木版の一枚刷りに、いろいろな情報が絵入りなどで書かれているものである。

細田家にも、『合衆国人物並蒸気船図会』（蒸気船人物退帆図絵、写166）、『北亞墨利加合衆国帝王ヨリ献上貢物品々』（蒸気車之図）、『アメリカヨリ大日本へ献上貢物品々』、『亞墨利加国王江被下物左之通御立会』があり、『アメリカ人ヨリ献上貢物目録』（写し）も蔵され、いか



写166 瓦版『蒸気船人物退帆図絵』（轟・細田昌蔵）

に異国船、特にペリーの黒船来航の影響が大きかったかがわかる。

また、興味深いのは、文久元年（一八六一）十二月、竹内保徳などが遣欧使節として出発し、西洋諸国を見聞してきた様子を記してある『西洋行略記』（写本）の冊子が蔵されている。見るものすべて驚きで、「近代」との出会いであろう見聞が詳述されている。そして、この写しを興奮して読み、村人に語り聞かせたであろう、一つの村の様相がうかがい知れる。

国内の情報

いっぽう、激動する国内の情報も伝播している。『大坂表大変ニ付御在坂桜井様分出石表稲垣様掘様ニ参り申候御書翰之写し』（写本）は、有名な大塩平八郎の乱のことである。これは、平八郎が天保の飢饉に庶民の救済を大坂町奉行に献策し、みずからは蔵書売りその一助とした。しかし、奉行所や豪商の無策について天保八年（一八三七）二月、窮民救済のため挙兵した。大坂中が焼土化した状況を急報している。

また、『六月十四日戦争略記』（写本）は、慶応二年（一八六六）幕府による第二次長州征伐の様子を記したものの、『壬戌雑集』（上、写本）は、文久二年（一八六二）壬戌前後の状況を記している。尊王攘夷・鎖国開国問題・公武合体（和宮降嫁）・浪人対策・幕府と外国使節との書簡往来・各建白書・桜田門外の変など、当時の生の資料を収録している。さらに『政変雑記』には、『壬戌雑書』同様、文久年間（一八六一―一八六三）いろいろな政治的事件が起こり、一番激化した時期で、日本の方向を決定づける時でもあった。触書・書簡・沙汰・異国船漂流を紹介しているが、もっとも注目されるのは、当時尊攘派志士たちが、「張り紙」（張り札・張り文・張り訴）といって、「天地に代わり是を伐する也、天誅を加えるもの也、天下義士」などと、通行人にわかる

ように紙や板に知らせ訴えを書いて貼り出したものを、多数紹介していることである。このことは、当時のニュースが、いかにスピーディーであったかをうかがわせるものであろう。

なお、西洋の黒船瓦版同様、（明治元年）慶応四年（一八六八）三月二十一日の『御親征大坂御行幸道筋』の絵図入り瓦版も蔵している。

第二節 維新への胎動

惠宏法印　ペリーが浦賀に来港して二年後の安政二年（一八五五）三月十五日、竹野村の慈眼院（明治三十九年の、龍海寺に合併）住職惠宏法印が、世を憂えて入水した。行年四十九歳であった。惠宏は、国

の歌に、「きのふけふこのよの夢もさりてけるを、ただ大空のつきにぞ有ける」とある（大浜真教「羅処之遺記」竹野、瀧野神社蔵、竹野郷外史（一）。辞世

日本は、前節でも見たように、彼の死を境として、激動・動乱の世へと入っていく。そして、多数の人々は徳川三百年の専制の重圧を打破し、新しい近代化への道をつくらんとし、苦しい努力を重ねていくのである。

ここで我々は、明治三十六年（一九〇三）、「不可解、煩悶」の言葉を残して日光の華嚴の滝に身を投じた藤村操、昭和二年（一九二七）、「ぼんやりした不安」といい残して自殺をとげた芥川龍之介を思い起こす。その彼等の言葉には、「時代の煩悶」・「時代の不安」を読みとったとされ、当時の多くの人々の共感をよんだという。

惠宏の場合も、これからの苦難の「時代の憂愁」を読みとったのであろう。しかし、庶民の多くが待ち望む新しい時代の光を放つ「月」は、手にとれるほど、もうすぐ間近に迫っていたのである。